

第3章 平成28年度に講じた施策事業の点検・評価シート(毎年度サイクル)

※「決算額」には、立入指導や普及啓発などに係る人件費は含んでいません。
 ※「進捗」の☆の数の意味は、次のとおりです。
 ☆☆☆: 想定以上、☆☆☆: 想定どおり、☆☆: 想定以下(特に改善を要しない)、☆: 想定以下かつ要改善
 ※ 2015年度(平成27年度)の取組欄は平成27年度における環境の状況並びに豊かな環境の保全及び創造に関して講じた施策(平成28年9月作成)より抜粋

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	決算額(千円)	2016年度(H28年度)の取組 ※下段は2015年度(H27年度)の取組				自己点検・評価 課題	改善策・今後の方向性
						年度	取組指標	実績(取組指標に対する結果)	進捗		
I 府民の参加・行動											
1-1	環境情報の発信	継続	ホームページやメールマガジンを活用して、環境イベントや環境モニタリング情報等を発信し、府民・事業者・民間団体等の環境保全活動を促進すること。	大阪の環境に関する情報のポータルサイトとして、「おおさかの環境ホームページ エコギャラリー」を開設しています。また、環境イベント情報をお知らせするため、「大阪府環境イベント情報配信サービス」を配信しました。最近の大阪の環境に関するイベント情報、水質・大気等の環境モニタリング結果、環境審議会の審議内容、過去の環境白書、条例・計画の情報等、幅広い環境情報について積極的に発信することにより、府民・事業者・民間団体等の環境保全活動の促進を図りました。	-	H28	・メールマガジン「大阪府環境イベント情報配信サービス」配信件数 12件 【参考】2014年度実績 ・メールマガジン「大阪府環境イベント情報配信サービス」 配信件数 7件 ・エコギャラリー年間アクセス件数(主なページ) 17万件	・メールマガジン「大阪府環境イベント情報配信サービス」配信件数 10件 【参考】 ・エコギャラリー年間アクセス件数(主なページ) 16万件	☆☆	メールマガジンの配信は取組指標には届かなかったものの、2015年度の配信件数8件を上回りました。	今後わかりやすいホームページの作成、内容の更新に努めるとともに、環境白書やパンフレット、関連イベントなどの各種媒体と関連付けながら、環境情報へのアクセスを効果的に増やす方法を検討していきます。
						H27	年間アクセス件数 20万件	ページビュー数(主なページ) 約16万件 【参考】 エコギャラリー(総ページビュー数) 5.7万件	☆☆		
1-2	環境教育等の推進	継続	府民・事業者等のあらゆる主体が、様々な環境問題を理解し、環境配慮に対する意識の向上を図ること。	学校、企業等への各種出前講座や各種施設見学会等を実施するなど、「環境教育等行動計画」に基づき、環境学習と環境保全活動を推進しました。	-	H28	各種出前講座等の実施	府庁で取り組む環境教育出前講座等の実施施策数: 36施策(2015年度)	☆☆☆	概ね想定通り実施しました。	引き続き「環境教育等行動計画」に基づき、環境学習と環境保全活動を推進します。
						H27	全庁で取り組む環境教育施策数 170施策	全庁で取り組む環境教育施策数 176施策(2014年度)	☆☆☆		
1-3	環境交流パートナーシップ事業	H28から新規	環境NPO等の活動の活発化や新たな活動の展開に向けた、交流機会の創出を図ること。	環境NPO、企業、学校関係者、ボランティア等の幅広い主体が参加するセミナーや、人材育成講座などを盛り込んだ交流会を実施しました。また、環境NPO等の登録やSNSによる団体活動等の情報発信を行いました。	2,074	H28	交流会の実施(4回)	交流セミナー、人材育成講座、環境教育研究会の3つのセミナーで構成する交流会を実施(4回)	☆☆☆	概ね想定通り事業を実施しました。	引き続き幅広い主体が参加する交流会を開催するとともに、登録団体向けの交流会も開催します。
						H27					
1-4	地域環境活動を広げる府民共同発電補助事業	H28から新規	NPO等による、公益的施設(学校、保育所等)への共同発電の仕組みによる太陽光パネルの設置を支援し、団体の活動拡大を図ること。	府民等からの寄付を募り、学校や保育所等の公益的施設に太陽光パネルを設置する共同発電の仕組みを活用して、その施設と連携した環境教育活動等を実施するNPO等に対し、設置費用の補助を行いました。	2,000	H28	公益的施設への太陽光パネル設置促進	公益的施設への太陽光パネル設置2件	☆☆☆	想定どおり設置しました。	引き続き太陽光パネルの設置を支援し、団体の活動拡大を図っていきます。
						H27					
1-5	笑働OSAKAの推進	継続	府民・企業・行政等、多様な主体の強みを活かした連携・協働による笑顔あふれる大阪を実現すること。	笑働リサイクルプロジェクト※など企業活動の中で得られた収入の一部を活動支援金として府に寄付を受ける仕組みを確立し、地域で活動されている様々な協働事業の情報発信などへの活用を実施しました。 ※笑働リサイクルプロジェクト: 企業や個人から提供いただいた古紙のリサイクルで企業が得た収入の一部が地域に還元される、地域支援も兼ねた新たな企業協働	388	H28	笑働リサイクルプロジェクトについて、地域活動に取り組む学生等による「クリーンサポーター」による古紙回収に取り組む。(2016年度の目標古紙回収量: 約100トン)	地域活動に取り組む学生等の協力により古紙回収が実施され、得られた資金により笑働活動を通じて地域に還元されました。(2016年度古紙回収実績: 約69トン)	☆☆	アドプト・プログラムの制度導入から15年が経過し、これまで活動に参画いただいた全ての方に感謝するとともに、これからのアドプト・プログラムのあり方を考えるため、「大阪府アドプト・プログラムのあり方懇話会」(2017年2月14日)を開催し、有識者の意見を求める等、笑働OSAKAの取り組みを推進することができました。	引き続き、活動の推進に取り組めます。
						H27	笑働リサイクルプロジェクトについて、地域活動に取り組む学生等による「クリーンサポーター」による古紙回収に取り組む。(2015年度の目標古紙回収量: 約100トン)	地域活動に取り組む学生等の協力により古紙回収が実施され、得られた資金により笑働活動を通じて地域に還元された。(2015年度古紙回収実績: 約83トン)	☆☆☆		

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	決算額(千円)	2016年度(H28年度)の取組 ※下段は2015年度(H27年度)の取組				自己点検・評価 課題	改善策・今後の方向性
						年度	取組指標	実績(取組指標に対する結果)	進捗		
1-6	クラウドファンディングを活用した環境取組の推進	継続(H27は点検評価を実施せず)	「クラウドファンディング(CF)※」を通じてより多くの府民・NPO等団体が環境分野の課題解決に寄与する取組に参加できる社会を目指すこと。 ※「クラウドファンディング」ある「志」を持った人や団体に対する資金を、ネットを通じて多数の支援者から収集しプロジェクトを実現する手法。	環境活動や普及啓発イベントの実施に取組む企業・NPO等がCFによる資金調達と活動PRを行っていくことができるよう、CFプラットフォームを運営する事業者との環境分野でのCF普及に関する連携協定のもと、その活用を促進するとともに、府民が資金提供者として環境への取組みに参加できるよう普及啓発を行いました。	-	H28	連携セミナー開催回数:1回 【参考】 2015年度 府が相談を受けて成立したプロジェクト数 1件(2016年2月現在)	・2016年度 府が相談を受けて成立したプロジェクト数 1件(連携セミナーは開催せず)	☆☆	セミナーについては、予算上の都合等により目標を達成できませんでしたが、府が相談を受けて成立したプロジェクトは昨年度同様1件でした。	引き続きCFの普及啓発に取り組むとともに、より効果的な事業の推進方を検討します。
II-1 低炭素・省エネルギー社会の構築											
2-1-1	省エネ行動の普及啓発事業	継続	府民一人ひとりの省エネ行動の実践を促進すること。	ホームページ『省エネ生活のすすめ』による積極的な情報発信に加え、イベントやセミナー等さまざまな機会を通じた啓発活動を実施しました。また、大阪府地球温暖化防止活動推進センターと連携し、地球温暖化防止活動推進員の活動支援や「家庭エコ診断」の普及促進に取り組むなど、広く府民に省エネ行動を働きかけました。	977	H28	家庭での省エネ・省CO ₂ の啓発の推進	エコイベント活動9回(2016年度) 地球温暖化防止活動推進員に対する研修会の実施:4回	☆☆☆	府主催のイベント等において、広く府民に環境配慮行動の必要性和実践を呼びかけました。また、地球温暖化防止活動推進員に対して研修会を実施し活動を支援しました。	引き続き、府民一人ひとりの省エネ行動を働きかけていきます。
						H27	・家庭での省エネ・省CO ₂ の啓発の推進 ・エコアクションキャラクターを用いた環境啓発活動の実施	・イベント等での活動回数13回(2015年度) ・地球温暖化防止活動推進員に対する研修会の実施:1回	☆☆☆		
2-1-2	「大阪府温暖化の防止等に関する条例」に基づく届出指導	継続	エネルギーを多く使用する事業者(特定事業者)の温室効果ガスの排出や人工排熱の抑制等を行うこと。	「大阪府温暖化の防止等に関する条例」に基づき、特定事業者(約900事業者)に対し、温室効果ガスの排出や人工排熱の抑制等についての対策計画書及び実績報告書の届出を義務付けるとともに、2016年度から導入した、対策と削減状況を総合的に評価する「評価制度」を運用し、必要な指導・助言を行いました。また、他の模範となる特に優れた取組を行った事業者を「おおさかストップ温暖化賞」として表彰しました。	172	H28	特定事業者の温室効果ガス排出量を2015年度比1%削減	・特定事業者の約7割を占める、2015年度から2017年度までを計画期間とする事業者について、2015年度の温室効果ガス排出量の合計は、基準年度である2014年度と比較して2.5%削減 CO ₂ 排出削減量(2015年度):47.8万トン-CO ₂ ※実績報告書の届出期限が翌年度8月末であるため、2016年度実績は2017年9月以降に集計します。	☆☆☆☆ (2015年度のデータで評価)	届出指導、立入調査による助言等を行うことにより、想定以上に特定事業者の温室効果ガス排出削減を図ることができました。	きめ細やかな指導を行うとともに、「評価制度」により特定事業者の自主的な取組を促進し、引き続き温室効果ガス削減を進めます。
						H27	特定事業者の温室効果ガス排出量を2014年度比1%削減 【参考】条例に基づく実績報告書の届出対象事業者数 約900事業者(2014年度)	・特定事業者の約7割を占める、2012(平成24)年度から2014(平成26)年度までを計画期間とする事業者については、2014(平成26)年度の温室効果ガス排出量の合計は基準年度である2011(平成23)年度から7.3%削減(年平均2.4%削減) CO ₂ 排出削減量(2014年度):126.7万トン-CO ₂	☆☆☆☆ (2014年度のデータで評価)		
2-1-3	建築物の環境配慮制度の推進	継続	建築主等による建築物の環境配慮に関する取組の促進を図ること。	「大阪府温暖化の防止等に関する条例」に基づき、延べ面積2,000㎡以上の特定建築物を新築等しようとする者(特定建築主)に対し、CO ₂ 削減・省エネ対策等の建築物の環境配慮のための措置について自己評価した計画書の届出、再生可能エネルギー利用設備の導入検討、10,000㎡以上の建築物(非住宅)を新築・増改築する場合には、省エネ基準への適合を義務付けています。また、特定建築物の販売等について一定の広告をするときは当該広告に自己評価結果の要旨を記載した標章(大阪府建築物環境性能表示)の表示の義務付けを行っており、これら必要な指導・助言を行いました。併せて他の模範となる特に優れた取組を行った建築物を、「おおさか環境にやさしい建築賞」として表彰しました。	1,488	H28	・CO ₂ 削減・省エネ対策・再生可能エネルギー利用設備の導入等環境に配慮した建築物の推進、計画書の届出対象となる建築物における再生可能エネルギー設備の導入件数、10,000㎡以上の建築物(非住宅)における省エネ基準の適合率	・届出対象となる建築物における再生可能エネルギー設備の導入件数 大阪府:20件、堺市:4件 ・10,000㎡以上の建築物(非住宅)における省エネ基準の適合率 大阪府:100%、堺市:100%	☆☆☆	「大阪府温暖化の防止等に関する条例」の改正について周知し、円滑に制度の推進をすることができました。また、表彰制度の魅力アップや普及啓発ができました。	引き続き、建築物の環境配慮制度について表彰制度の魅力アップや制度の周知、普及啓発に取り組めます。
						H27	・CO ₂ 削減・省エネ対策・再生可能エネルギー利用設備の導入等環境に配慮した建築物の推進、計画書の届出対象となる建築物における再生可能エネルギー設備の導入件数、10,000㎡以上の建築物(非住宅)における省エネ基準の適合率	・届出対象となる建築物における再生可能エネルギー設備の導入件数 大阪府:14件、堺市:5件、(大阪市:12件) ・10,000㎡以上の建築物(非住宅)における省エネ基準の適合率 大阪府:100%、堺市:100%、(大阪市:100%)	☆☆☆		

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	決算額(千円)	2016年度(H28年度)の取組 ※下段は2015年度(H27年度)の取組				自己点検・評価 課題	改善策・今後の方向性
						年度	取組指標	実績(取組指標に対する結果)	進捗		
2-1-4	ESCO事業の推進	継続	建築物の省エネルギー化、地球温暖化対策、光熱水費の削減を効果的に進めることができるESCO事業を、広汎な府有施設を対象に効果的に展開し、さらに大阪府内の市町村や民間ビルへも普及啓発・促進を図ること。	「新・大阪府ESCOアクションプラン(2015年2月策定)」に基づき府有施設へのさらなるESCO事業の導入拡大を図りました。ESCO事業の導入に際しては、創エネ提案もしやすいよう工夫するとともに、複数施設の一括事業化や設備更新型ESCOの手法等も活用し、省エネ・新エネ設備の導入を効果的に推進しました。また「大阪府市町村ESCO会議」の開催を通じ府内市町村に対してもESCO事業の導入を広く働きかけました。併せて、建物の省エネ度合いを見える化する「大阪府ビル省エネ度判定制度」を用いて、府内市町村や民間建築物へのESCO事業の普及促進を図りました。	843	H28	・府有施設におけるESCO事業の新規公募実施 ・2015年度事業者選定施設におけるESCO改修工事の実施(高等学校8校、警察署5署、府民センタービル2所、中河内救命救急センター) ・大阪府市町村ESCO会議の開催(年1回程度)	・4事業16施設(高等学校8校、狭山池博物館、警察署5署、府民センタービル2所)において新規公募を実施し、事業者を決定しました。 ・2015年度事業者選定施設(高等学校8校、中河内救命救急センター、警察署5署、府民センタービル2所)においてESCO改修工事を実施しました。 ・7月に「大阪府市町村ESCO会議」を開催しました。	☆☆☆	概ね計画通りに実施できました。	今後も引き続き、ESCO事業の府有施設への導入拡大や府内市町村・民間ビルへの普及啓発を図ります。
						H27	・府有施設におけるESCO事業の新規公募実施 ・2014年度事業者選定施設におけるESCO改修工事の実施(警察署8署、泉北府民センタービル) ・大阪府市町村ESCO会議の開催(年1回程度)	・4事業16施設(高等学校8校、中河内救命救急センター、警察署5署、府民センタービル2所)において新規公募を実施し、事業者を決定しました。 ・2014年度事業者選定施設(警察署8署、泉北府民センタービル)においてESCO改修工事を実施しました。 ・7月に「大阪府市町村ESCO会議」を開催しました。	☆☆☆		
2-1-5	エコカーの普及促進	継続	2020年度までに大阪府内の自動車の2台に1台(約180万台)をエコカーにすることを目標にエコカー普及を推進し、温室効果ガス及び自動車排出ガスを削減すること。	「エコカーのあふれるまち大阪」の実現に向け、「大阪エコカー協働普及サポートネット」において、民間企業、関係団体、国や市町村と協働し、エコカーの率先導入や啓発活動等の取組みを実施することにより、エコカー普及を促進しました。	-	H28	・エコカー展示会・試乗会の開催 ・ホームページ・メールマガジンによる情報発信 【参考】 ＜2014年度実績＞ エコカー展示会・試乗会 2回 ホームページアクセス数 1.4万回 メールマガジン発行回数 15回 メールマガジン登録数 1,689名	・エコカー展示会・試乗会15回(市町村との連携による開催分を含む) ・ホームページやメールマガジンによる情報発信 ホームページアクセス数 1.2万回 メールマガジン発行回数 23回 メールマガジン登録数 1,672名 【参考】府内におけるエコカー保有台数97万台(2015年度)※2016年度台数は2017年12月確定予定	☆☆☆	「エコカー展示・試乗実施マニュアル」を活用し、市町村等におけるエコカー展示・試乗会の開催を促進しました。大阪エコカー協働普及サポートネットにおける官民協働の取組み等により、エコカーの普及促進に努めます。	2020年度目標の達成に向け、引き続き、大阪エコカー協働普及サポートネットにおける官民協働の取組み等により、エコカーの普及促進に努めます。
						H27	・エコカー展示会・試乗会の開催 ・ホームページ・メールマガジンによる情報発信 【参考】充電設備:471基(府補助分95基) エコカー展示会・試乗会:10回(2013年度) メールマガジン配信:23回(2013年度)	・エコカー展示会・試乗会9回(市町村との連携による開催分を含む) ・ホームページやメールマガジンによる情報発信 ホームページアクセス数 1.0万回 メールマガジン発行回数 19回 メールマガジン登録数 1,911名 【参考】府内におけるエコカー保有台数84万台(2014年度)	☆☆☆		
2-1-6	水素関連ビジネス創出基盤形成事業	継続	燃料電池自動車(FCV)や水素ステーション関連に高度な技術を有する企業が存在し、さらに多様な企業集積を誇る「大阪の強み」を活かし、水素関連ビジネスによる大阪産業の成長実現を図るとともに、次世代のクリーンなエネルギーとして注目されている水素エネルギーの普及を図ること	・「H ₂ Osakaビジョン(2015年度策定)」に沿って、大阪の特色を活かした実証事業の実施等の水素技術の実用化に向けた取組みを推進しました。 ・水素ステーションを活用したFCV及び水素ステーション構成機器の見学会、構成機器のコストダウンにつながる新技術ニーズ説明会を開催し、府内の中小企業等の関連産業への参入促進を図りました。	176	H28	・水素需要拡大に関する研究会の開催 13回 ・府内中小企業等が参加する見学会等の開催 8回	・H ₂ Osakaビジョン推進会議及び同会議の研究会などの開催 14回 ・府内中小企業等が参加する見学会等の開催 9回	☆☆☆	・2016年3月に策定した「H ₂ Osakaビジョン」に基づき、産学官が結集し、事業者間の交流・アイデア創出を図る場である、同ビジョン推進会議を設立しました。 ・同ビジョン会議に設置したFCバス及びFC船研究会を開催し、今後の普及に向けた課題等について検討しました。 ・府内3か所の水素ステーションにおいて、現地見学会を開催し、138企業等が参加しました。	・引き続き、H ₂ Osakaビジョンに基づく先進的な水素プロジェクトを創出するため、「H ₂ Osakaビジョン」推進会議、及び事業別研究会を運営します。 ・水素関連産業参入促進事業を継続し、府内の水素ステーション等で見学会を開催するとともに、新技術ニーズ説明会を行い、技術マッチングにつなげます。
						H27	・FCバス導入等による水素関連ビジネス創出・拡大に向けた検討会の開催 10回 ・水素ステーションを活用した水素関連技術現地体験会の開催 6回	・FCバス導入等による水素関連ビジネス創出・拡大に向けた検討会などの開催 12回 ・水素ステーションを活用した水素関連技術現地体験会の開催 1回	☆☆☆		
2-1-7	おおさかスマートエネルギーセンターの運営	継続	「再生可能エネルギーの普及拡大」や「エネルギー消費の抑制」などに取り組み、エネルギーの地産地消による新たなエネルギー社会の構築を目指すこと。	大阪のエネルギー政策の推進拠点である「おおさかスマートエネルギーセンター」において、府民、事業者等からの問合せ・相談にワンストップで対応するとともに、様々な事業を実施しました。 【主な事業】 ・創エネ・蓄エネ・省エネ対策の相談・アドバイス ・太陽光パネル設置普及啓発事業 ・公共施設や民間施設の屋根・遊休地と発電事業者のマッチング ・BEMS(ビルエネルギー管理システム)普及啓発事業 ・ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)普及啓発事業	4,305	H28	再生可能エネルギーの普及拡大、省エネの促進	・府有施設の屋根貸し事業や省エネ診断などによる総マッチング件数:56件 ・省エネセミナーの開催・講演:主催5回、講演69回	☆☆☆	府内市町村や商工会議所等と連携し、おおさかスマートエネルギーセンターの周知に取り組んだ結果、府民・事業者等からの相談712件について対応する等、府内の省エネ推進、創エネの普及拡大に貢献することができました。	引き続き、2014年3月に策定した「おおさかエネルギー地産地消推進プラン」に基づき、再生可能エネルギーの普及拡大や省エネの推進など、エネルギーの地産地消を目指した様々な施策・事業を、おおさかスマートエネルギーセンターにおいて着実に実施していきます。
						H27	再生可能エネルギーの普及拡大、省エネの促進	・府有施設の屋根貸し事業や省エネ診断などによる総マッチング件数:89件 ・省エネセミナーの開催・講演:主催3回、講演37回	☆☆☆		

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	決算額(千円)	2016年度(H28年度)の取組 ※下段は2015年度(H27年度)の取組				自己点検・評価 課題	改善策・今後の方向性
						年度	取組指標	実績(取組指標に対する結果)	進捗		
2-1-8	下水熱普及促進のための調査事業	H28から新規	府域に賦存量が多い下水熱の利用促進を図ること。	府内の下水幹線の位置・流量・温度等、利用可能な下水熱の程度を容易に把握できる「下水熱ポテンシャルマップ」を作成し、ホームページ等で周知することで、民間事業者等に活用を働きかけました。	5,004	H28	下水熱ポテンシャルマップの作成	・下水熱ポテンシャルマップを作成しました。	☆☆☆	下水熱ポテンシャルマップを作成することにより、大阪府のどの地域でポテンシャルが高いかを把握することができ、下水熱利用設備導入の際に活用することができるようになりました。	業界団体や市町村に対して下水熱の利用を働きかけるとともに、デベロッパーや建設コンサルタントなどに周知を行うなど、導入促進を図る。
2-1-9	アドプトフォレスト制度による企業の森づくり	継続	企業やNPO法人等の参画により、放置された人工林や竹林等荒廃した森林を整備することで、地球温暖化防止や生物多様性の保全等に資すること。	大阪府が、事業者等の要望を聞きながら、活動地や活動内容等の提案を行い、活動地となる市町村や大阪府、事業者等の間で、活動内容や役割分担等を含む協定を結び、その上で、事業者等は対象地域で間伐や植樹、下草刈りなどの森づくり活動を行いました。	-	H28	事業者等の新たな参画を支援するとともに、活動が長期的・継続的なものとなるように環境を整える。	新規参加事業者1社、活動地追加0社、協定更新事業者2社	☆☆☆	新規参加事業者がありました。また、2016年度に協定期間の満期を迎える2社の協定を更新し、活動継続の促進ができました。	事業者の参加の支援および参加事業者の活動継続・自立性の確保に努めます。
2-1-10	大阪府気候変動への適応策	継続(H27は点検評価を実施せず)	地球温暖化の進行に伴い、顕在化しつつある様々な影響を軽減する対策、いわゆる「適応策」を着実に進めていくこと。	2015年度にとりまとめた「大阪府域における気候変動の影響に対する適応策について(環境農林水産分野)」に加え、自然災害や健康等の分野の適応策について検討、とりまとめを実施するとともに、適応の基本的方向性の検討を行いました。	-	H28	「大阪府気候変動への適応策」のとりまとめ	・自然災害や健康等、7つの分野についての「適応に係る影響と施策」の検討を実施。 ・「大阪府地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」に適応を位置づけるために、「適応」の基本的方向性の検討を実施(2016年11月に大阪府環境審議会に諮問)。	☆☆☆	・府域における「適応策」の着実な推進に向け、実行計画に「適応」の基本的方向性を盛り込むための検討を進めることができました。	・実行計画の改定を行い、府の「適応計画」として位置づけます。 ・環境農林水産や自然災害など分野別の「適応策」をとりまとめた「施策集」を公表します。 ・「適応」に関する理解を深め、行動につなげるための普及啓発を行います。
II-2 資源循環型社会の構築											
2-2-1	循環型社会推進計画の推進	継続	2016年度に策定した大阪府循環型社会推進計画に定めた3Rや適正処理等に係る目標を達成すること(目標年度:2020年度)	府民、事業者、行政が連携・協働し、3Rや適正処理に取り組みました。また、新たに設定した『成果を実感できる指標』を活用し、府民、事業者、市町村といった各主体の取組みをさらに促進しました。	-	H28	計画に定める下記目標達成に向けて進行管理等を行います。(2016年6月の循環型社会推進計画策定に伴い、取組指標を変更) ○一般廃棄物 2020年度に一般廃棄物の排出量(事業系資源化量を含む。)を278万トンに削減するとともに、再生利用率を15.8%に向上させることで、最終処分量を32万トンに削減する。 ○産業廃棄物 2020年度に産業廃棄物の排出量を1,534万トンに抑制するとともに、再生利用率を32.2%に向上させることで、最終処分量を37万トンに抑制する。 【参考】 ○成果を実感できる指標 ◆一般廃棄物 2014年度実績 ・1人1日当たりの資源ごみを含む生活系ごみ排出量:515g/人日 ・生活系ごみ分別排出量:22.5% ・ガラス等(主に行政により分別収集が行われている品目)のみの再生利用率:4.9% ・最終処分率:12.3% ◆産業廃棄物 2014年度実績 ・排出量から減量化量を除いた再生利用率:92.7% ・排出量から減量化量を除いた最終処分率:7.3%	・府内市町村の一般廃棄物の排出量、再生利用率等の状況の情報集約・公表 ・産業廃棄物排出事業者、同処理業者に対する適正処理の指導 ・建設業者に対し、廃棄物の適正処理、再資源化に関する説明会の実施 ・優良な産業廃棄物処理業者を認定・公表 【参考】 ○一般廃棄物 2015年度実績 排出量 : 315万トン 再生利用率 : 13.8% 最終処分量 : 38万トン ○産業廃棄物 2014年度実績 排出量 : 1,517万トン 再生利用率 : 31.8% 最終処分量 : 38万トン ○成果を実感できる指標 ◆一般廃棄物 2015年度実績(速報値) ・1人1日当たりの資源ごみを含む生活系ごみ排出量:513g/人日 ・生活系ごみ分別排出量:22.6% ・ガラス等(主に行政により分別収集が行われている品目)のみの再生利用率:5.0% ・最終処分率:12.1%	☆☆☆	府内市町村等との間で行った課題や取組みに関する情報交換、産業廃棄物排出事業者等に対する指導等の取組みにより、3R(リデュース・リユース・リサイクル)、廃棄物の適正処理を推進しました。また、一般廃棄物については、市町村において、食品ロスの削減やごみ減量の啓発、コンポストによる生ごみリサイクルの促進、リユース品の交換会等が実施され、府では「環境にやさしい買い物キャンペーン」でマイバックの利用、詰め替え商品の購入、量り	2016年6月に新たな計画を策定し、2020(平成32)年度の目標等を定めました。今後、新たな計画に掲げた施策を推進し、目標の達成に努めます。

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	決算額(千円)	2016年度(H28年度)の取組 ※下段は2015年度(H27年度)の取組				自己点検・評価 課題	改善策・今後の方向性
						年度	取組指標	実績(取組指標に対する結果)	進捗		
			2020年度)。			H27	<p>計画に定める下記目標達成に向けて進行管理等を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物 2015年度に一般廃棄物の排出量(事業系資源化量を含む。)を305万トンに削減するとともに、再生利用率を29%に向上させることで、最終処分量を35万トンに削減する。 産業廃棄物 2015年度に産業廃棄物の排出量を1,565万トンに抑制するとともに、再生利用率を35%に向上させることで、最終処分量を49万トンに抑制する。 	<ul style="list-style-type: none"> 府内市町村の一般廃棄物の排出量、再生利用率等の状況の情報集約・公表 一般廃棄物 2014年度実績 排出量 : 318万トン 再生利用率 : 13.7% 最終処分量 : 39万トン 施策事業の推進に係る情報交換のため、府内市町村及び産業廃棄物規制所管行政の連絡会議の開催 産業廃棄物排出事業者、同処理業者に対する適正処理の指導 建設業者に対し、廃棄物の適正処理、再資源化に関する説明会の実施 優良な産業廃棄物処理業者を認定・公表 産業廃棄物 2014年度実績 排出量 : 1,518万トン 再生利用率 : 31.8% 最終処分量 : 38万トン 	☆☆	<p>売りの利用の啓発等を実施しました。</p> <p>一般廃棄物の排出量、最終処分量については、2014年度に比べ減少しています。</p> <p>また、成果を実感できる指標についても、1人1日当たりの資源ごみを含む生活系ごみ排出量、最終処分率は2014年に比べ減少しています。</p>	
2-2-2	再生品普及促進事業	継続	資源の循環的な利用の促進と循環型社会の形成に寄与する事業を営む事業者を育成すること。	府内で発生した循環資源(廃棄物等)を利用して日本国内の工場で製造したりサイクル製品であって、品目ごとの認定基準に適合するものを「大阪府認定リサイクル製品」として認定しました。2015年度に制度を改正し、「使用済の認定製品を製造者が回収して再びリサイクルする製品」である『なにわエコ良品ネクスト』と、それ以外のリサイクル製品である『なにわエコ良品』に認定製品を区分しました。「繰り返しリサイクルされる製品」にも着目して認定することで、「より質の高いリサイクル」に向けた取組みを推進しました。	114	H28	認定製品の普及啓発・利用促進を図るとともに、年2回(10月、3月を予定)の認定を実施する。 【参考】2015年10月1日現在の認定製品数は268製品。	<ul style="list-style-type: none"> 認定製品について普及・PRするため、ホームページに掲載するとともに、環境関連イベント等に出展 新規申請者を増やすため、事業者や団体に対して制度の案内を行ったほか、メルマガの配信やちらしの開架、ポスター掲示の依頼など広報手段の拡大に向けて活動しました。 年2回の認定を実施(2017年3月1日現在の認定製品数は262製品) 	☆☆☆	認定を行った74製品のうち、22製品をネクストとして認定を行うとともに、府民へ認定制度・認定製品のPRを行うことで、リサイクル認定製品の利用を促進しました。	認定製品の認知度の向上等のため、さらに普及・PRの取組みを推進します。
						H27	なにわエコ良品の普及啓発・利用促進を図るとともに、年2回の認定を実施する。(認定申請受付は6月、11月(予定)) 【参考】2014年10月1日現在の認定製品数は270製品。	<ul style="list-style-type: none"> 認定製品について普及・PRするため、ホームページに掲載するとともに、環境関連イベント等に出展 年2回の認定を実施(2016年3月1日現在の認定製品数は272製品) 府環境審議会答申を踏まえ、より質の高いリサイクルを推進するため、『なにわエコ良品ネクスト』を導入するなど制度を改正(2015年11月) 	☆☆☆☆		
2-2-3	容器包装リサイクルの推進	継続	「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)」に基づき、府内における容器包装廃棄物の発生抑制や再商品化を促進すること。	第7期大阪府分別収集促進計画(2014～2018年度、2018年度目標:排出量44万トン・分別収集量34万7千トン)に基づき、市町村の分別収集の実施状況やリサイクル施設の整備状況を把握しました。また、分別収集や再商品化の促進に必要な収集体制、処理に関する改善方策等について情報提供に努めました。	107	H28	各市町村の分別収集の実施状況の把握及び府民向けウェブサイトでの公表 【参考】2013年度実績 分別収集量:16万6千トン	<ul style="list-style-type: none"> 府内市町村の容器包装廃棄物の分別収集量、再商品化量等の状況の情報集約・公表 分別収集量:16万4千トン(2016年度速報値) 	☆☆☆	市町村の分別収集の実施状況の把握・公表等により、計画を推進しました。	引き続き、市町村の分別収集の実施状況の把握・公表等に取り組めます。
						H27	各市町村の分別収集の実施状況の把握及び府民向けウェブサイトでの公表 【参考】2012年度実績 分別収集量:16万8千トン	<ul style="list-style-type: none"> 府内市町村の容器包装廃棄物の分別収集量、再商品化量等の状況の情報集約・公表 分別収集量:16万8千トン(2015年度実績) 	☆☆☆		
	産業廃棄物		事業者から提出された処理計画及び実施状況報告の内容を速やかに公表する。	事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者(多量排出事業者)は、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画及びその実施の状況について知事に報告すること		H28	<ul style="list-style-type: none"> 処理計画及び実施状況報告の内容を速やかに公表する。 【参考】2014年度公表状況 産業廃棄物処理計画 259件 産業廃棄物処理計画実施状況報告 264件 特別管理産業廃棄物処理計画 88件 特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告 87件 	<ul style="list-style-type: none"> 処理計画及び実施状況報告の内容を速やかに公表しました。 【参考】2016年度公表状況 産業廃棄物処理計画 220件 産業廃棄物処理計画実施状況報告 233件 特別管理産業廃棄物処理計画 91件 特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告 94件 	☆☆☆	事業者から提出された報告の内容をインター	

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	決算額(千円)	2016年度(H28年度)の取組 ※下段は2015年度(H27年度)の取組				自己点検・評価 課題	改善策・今後の方向性
						年度	取組指標	実績(取組指標に対する結果)	進捗		
2-2-4	の多量排出事業者による取組みの促進	継続	の内容を公表することにより、見える化を図り、事業者の自主的な産業廃棄物の減量化への取組み等を促進すること。	なっています。事業者から提出された報告の内容をホームページ上に速やかに公表することにより、事業者の自主的な産業廃棄物の減量化への取組み等を促進し、必要に応じ適切な助言を行いました。	-	H27	・処理計画及び実施状況報告の内容を速やかに公表する。 【参考】2013年度年度公表状況 産業廃棄物処理計画 276件 産業廃棄物処理計画実施状況報告 259件 特別管理産業廃棄物処理計画 99件 特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告 98件	・処理計画及び実施状況報告の内容を速やかに公表した。 【参考】2015年度公表状況 産業廃棄物処理計画 218件 産業廃棄物処理計画実施状況報告 243件 特別管理産業廃棄物処理計画 97件 特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告 105件	☆☆☆	ネットを利用した方法により速やかに公表し、事業者の自主的な産業廃棄物の減量化への取組み等を促進しました。	引き続き、処理計画及び実施状況報告の速やかな公表に努めます。
2-2-5	PCB廃棄物適正処理の推進	継続	PCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物を適正に保管するとともに、確実かつ適正な処理を推進すること。	PCB廃棄物の処理については、中間貯蔵・環境安全事業(JESCO)が、近畿圏の拠点として大阪市此花区に大阪PCB処理事業所を建設し、2006年からトランス及びコンデンサの処理を行っています。2015年度からJESCO北九州PCB処理事業所で、小型コンデンサや安定器等の受け入れが始まりましたので、府内の事業場で保管されているものが早期に処理されるよう周知徹底を図りました。また、府が保有しているものについても、2015年度から計画的に処理を行っています。また、「大阪府PCB廃棄物処理計画」に基づき、引き続き、近畿ブロック関係府県と協力して適正処理を推進するとともに、PCB廃棄物を保管している事業場やPCBを含む機器を使用している事業場への立入検査の実施などにより、PCB廃棄物等の適正管理の徹底を図りました。また、中小企業等によるPCB廃棄物の処理を推進するため、国と都道府県が、(独)環境再生保全機構に拠出したPCB廃棄物処理基金を通じて、中小企業等が負担するPCB廃棄物処理費用を軽減しました。	142,786	H28	・府内におけるPCB廃棄物(現在、JESCO大阪PCB処理事業所の処理対象である高圧機器等に限定)の処理進捗率 2016年9月末:93%(2015年9月末現在:91%) (いずれもJESCOへの登録台数に占める割合) ・府保有(府庁別館保管分)の小型コンデンサ等の処理 4トン (2015年度の実績 6トン)	・JESCO 大阪PCB処理事業所の処理対象である高圧機器等の処理進捗率 2017年3月末: 90% ・府保有(府庁別館保管分)の小型コンデンサ等の処理 4.7トン	☆☆☆	高圧機器等の処理及び府保有(府庁別館保管分)の小型コンデンサ等の処理は進捗しました。	・改正PCB特別措置法(2016年8月1日施行)により、期限内の完全処分が義務付けられたPCB使用製品及び廃棄物について、法に基づく届出、適正管理及び期限内処分を行うよう指導を行います。 ・また、法改正により新たに対象となったPCB使用製品や保有が判明していないPCB廃棄物について、保有実態調査やポスター等を活用した掘り起こし等により府内のPCB保有実態を把握し、保有が判明したものは法に基づく届出等の指導を行います。
						H27	・府内におけるPCB廃棄物(現在、JESCO大阪PCB処理事業所の処理対象である高圧機器等に限定)の処理進捗率 2015年9月末:93%(2014年9月末現在:87%) (いずれもJESCOへの登録台数に占める割合) ・府保有の小型コンデンサ等の処理 6トン	・JESCO 大阪PCB処理事業所の処理対象である高圧機器等の処理進捗率 2016年3月末: 90% ・府保有(府庁別館保管分)の小型コンデンサ等の処理 6.1トン	☆☆☆		
2-2-6	産業廃棄物の適正処理の徹底	継続	廃棄物の排出事業者や処理業者への指導を徹底し、不適正処理の未然防止、早期発見を図ること。	排出事業者や処理業者に対しては、産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付や適正処理に向けた指導の徹底を図りました。また、産業廃棄物の野積みや野外焼却等の不適正処理の未然防止、早期発見に向けた随時のパトロールによる監視・指導など、警察等と連携しながら法令遵守の徹底を図るとともに、土地所有者等への土地の適正管理等の啓発・指導により不適正処理の未然防止を図りました。	16,737	H28	・建設廃棄物の分別排出、混合廃棄物の発生・排出抑制の取組み促進、廃棄物の適正処理推進のため、説明会の開催、集中パトロール等を実施 ・2016年度実施予定 説明会 3回、不適正処理防止推進強化月間 6月・11月 【参考】不適正処理件数 310件(2014年度)	・建設廃棄物の分別排出、混合廃棄物の発生・排出抑制の取組み促進、廃棄物の適正処理推進のため、説明会の開催、集中パトロール等を実施しました。 ・2016年度実施実績 説明会 3回、不適正処理防止推進強化月間 6月・11月 ・不適正処理件数 350件	☆☆☆	不適正処理は依然として多発していますが、警察との連携等により、不適正処理件数は長期的に減少傾向にあります。	引き続き不適正処理事案の未然防止及び迅速な解決に努め、産業廃棄物の適正処理の着実な推進を図ります。
						H27	・建設廃棄物の分別排出、混合廃棄物の発生・排出抑制の取組み促進、廃棄物の適正処理推進のため、説明会の開催、集中パトロール等を実施 ・2015年度実施予定 説明会 3回、不適正処理防止推進強化月間 6月・11月 【参考】不適正処理件数 286件(2013年度) 新規事案は年度内に75%以上解決	不適正処理件数 ・2015年度に対応した不適正処理事案は、継続事案と新規事案を合わせて289事案でした。 ・2015年度新規事案については、当該年度中に65%を解決しました。 ・継続事案についても、着実に取組みを行ってきた結果、解決が進んでいます。	☆☆☆		

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	決算額(千円)	2016年度(H28年度)の取組 ※下段は2015年度(H27年度)の取組				自己点検・評価 課題	改善策・今後の方向性
						年度	取組指標	実績(取組指標に対する結果)	進捗		
2-2-7	廃棄物最終処分場の適正管理等	継続	廃棄物最終処分場の適正管理及び確保を図ることにより、廃棄物の適正処理を進め、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に資すること。	大阪湾圏域広域処理場整備事業(フェニックス事業)について、関係地方公共団体と協力し、事業促進に努めました。また、産業廃棄物最終処分場である堺第7-3区について、周辺環境等に影響を及ぼさないよう、法令に則した適切な維持管理等を行いました。	114,154	H28	<ul style="list-style-type: none"> 大阪湾圏域広域処理場整備事業の促進 会議等予定回数 年18回 堺第7-3区の適切な維持管理 環境調査 年12回 1,922検体 護岸被覆防食工事 68m 老朽化対策工事(排水路) 140m 〃 (道路舗装) 245㎡ 	<ul style="list-style-type: none"> フェニックス事業について、フェニックスセンター及び関係地方公共団体等と連携し、次期計画の具体化に向けた取組み等を行いました。(会議等:10回) 堺第7-3区について、浸出水等が周辺環境へ影響を及ぼさないよう、排水処理施設及び水質改善設備の維持管理並びに水質の環境調査等を行いました。また、施設の老朽化に対応するため、護岸の被覆防食工事、雨水排水路及び道路舗装の改修工事、フェンスの維持補修等を行いました。 環境調査 年12回 1,936検体 護岸被覆防食工事 63m 老朽化対策工事(排水路) 110m 〃 (道路舗装) 100㎡ 	☆☆☆	<ul style="list-style-type: none"> フェニックス事業について、フェニックスセンター及び関係地方公共団体と連携し、次期計画の具体化に向けた取組みをはじめフェニックス事業を促進します。 堺第7-3区について、周辺環境等に影響を及ぼさないよう、法令に則した適切な維持管理等を行うことができました。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、フェニックスセンター及び関係地方公共団体と連携し、次期計画の具体化に向けた取組みをはじめフェニックス事業を促進します。 堺第7-3区についても、周辺環境等に影響を及ぼさないよう、法令に則した適切な維持管理等を行います。
						H27	<ul style="list-style-type: none"> 大阪湾圏域広域処理場整備事業の促進 会議等予定回数 年10回 堺第7-3区の適切な維持管理 環境調査 年12回 1,905検体 護岸被覆防食工事82.2m 老朽化対策工事(排水路) 160m 〃 (道路舗装) 245㎡ 	<ul style="list-style-type: none"> フェニックス事業について、フェニックスセンター及び関係地方公共団体等と連携し、次期計画の具体化に向けた取組み等、事業促進を図りました。(会議等:11回) 堺第7-3区について、浸出水等が周辺環境へ影響を及ぼさないよう、排水処理施設及び水質改善設備の維持管理並びに水質の環境調査等を行いました。また、施設の老朽化に対応するため、護岸の被覆防食工事、雨水排水路及び道路舗装の改修工事、フェンスの維持補修等を行いました。 	☆☆☆		

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	決算額(千円)	2016年度(H28年度)の取組 ※下段は2015年度(H27年度)の取組				自己点検・評価 課題	改善策・今後の方向性
						年度	取組指標	実績(取組指標に対する結果)	進捗		
II-3 全てのいのちが共生する社会の構築											
2-3-1	天然記念物イタセンバラの保護増殖及びこれを利用した普及啓発事業	継続	淀川に生息する天然記念物で種の保存法選定種の淡水魚イタセンバラの野生復帰の試みと、それらを用いた普及啓発を推進し、自然保護や生物多様性保全の重要性についての理解を深めること。	(地独)環境農林水産総合研究所の水生生物センターでは、センター内で生息域外保存しているイタセンバラを、2009年度から3回、国土交通省・淀川河川事務所と共同で、淀川に放流し、野生復帰を試みました。その結果、放流した成魚が繁殖し、野生での定着の可能性が高まっています。2016年度は、淀川での繁殖状況の確認や、外来種の生態や駆除及び魚病に関する調査研究等を行うとともに、「淀川水系イタセンバラ保全市民ネットワーク(イタセンネット)」が行う保全活動を支援しました。さらに、親子等府民を対象とした観察会の開催、小中学校等へのイタセンバラの出張展示や出前講座を実施し、自然保護や生物多様性保全の重要性について普及啓発を図りました。	469	H28	・イタセンバラの野生復帰に向けた放流効果と繁殖状況の確認 ・観察会(1回、100人)、出前講座(2回、100人)	・外来魚駆除の研究成果を用いて集中的に駆除を行った水域では、在来種の種類や個体数が急速に回復していることを確認しました。 ・2013年に公開放流を実施した水域において自然繁殖が継続していることを確認しました。 ・イタセンバラの観察会(1回実施)には99名、小中学校の出前授業(3回実施)では124名に生物多様性の重要性を啓発しました。 ・市民ネットワークによるイタセンバラの野生復帰を支援する取り組み(24回実施)に延約1,500名が参加しました。これらの取り組みが認められ、イタセンネットが「国連生物多様性の10年日本委員会」による連携事業に認定されました。	☆☆☆	イタセンバラの野生復帰の状態が引き続き維持され、野生復帰の取組を支援する市民ネットワーク活動が軌道に乗るなど、十分な成果が得られました。	引き続き、放流群の自然での繁殖状況の確認等の調査研究、及び、府民を対象とした観察会の開催等、自然保護や生物多様性についての普及啓発を行います。
H27	・イタセンバラの野生復帰に向けた放流効果と繁殖状況の確認 ・観察会(1回、110人)、出前講座(2回、100人)	・外来魚駆除の研究成果を用いて集中的に駆除を行った水域では、在来種の種類や個体数が急速に回復していることを確認しました。 ・2013年に公開放流を実施した水域において自然繁殖が継続していることを確認しました。 ・イタセンバラの観察会(1回実施)には69名、小中学校の出前授業(2回実施)では80名、出張展示(2回実施)では約430名に生物多様性の重要性を啓発しました。 ・市民ネットワークによるイタセンバラの野生復帰を支援する取り組み(17回実施)に延約1,400名が参加しました。これらの取り組みが認められ、イタセンネットが日本水大賞の環境大臣賞を受賞しました。	☆☆☆☆								
2-3-2	生物多様性保全のための普及啓発推進支援	継続	生物多様性に配慮した行動を社会に定着させるため、動物園、博物館、水族館などの施設でのイベント等を通じて、府民に対して生物多様性保全について幅広く普及啓発を行い、関心を高め、理解の向上を図ること。	博物館や水族館などの生物多様性関連拠点施設等と連携して、生物多様性保全の重要性についての統一PRを実施するなど、多様な主体が参画する生物多様性の普及啓発活動を行いました。実施にあたっては、身近な施設等での企業と連携した情報発信やワークショップの実施など、多様な主体が参画する効果的な取組を進めました。	2,120	H28	・府域の重要な生態系を紹介するリーフレットの作成 ・統一PR参加団体 30団体	・府民向けの生物多様性普及啓発リーフレットの作成 ・統一PR参加団体 53団体	☆☆☆	生物多様性の認知度向上のため、府民向けに生物多様性や府域の自然環境及び生物多様性関連施設を紹介するリーフレットを作成することができました。 ・生物多様性関連拠点施設等の多様な主体と連携し、発信の場を増やすことで、より生物多様性の認知度アップにつながる仕組みづくりができました。	ガイドブックのホームページでの配布等により一層の府民理解を進めます。
H27	・府域の重要な生態系を紹介するリーフレットの作成 ・検証のための環境教育実践研修 3件	・Aランク16か所を紹介するガイドブックを作成。 ・環境教育実践 3校。検証により、プログラムの一部改訂を実施。	☆☆☆								
2-3-3	農空間保全地域制度の推進	継続	生物多様性保全を含めた農空間の公益的機能を発揮させるため、遊休農地の解消等、府民の幅広い参加で農空間を守り育てる取組を進めること。	「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例」に基づき指定した「農空間保全地域」において、農家・地域住民による道普請を実施するなど営農環境を整備することにより農地の遊休化を未然に防止するとともに、自己耕作や農地貸借等の解消手法により遊休農地等の利用の促進を図りました。	96,228	H28	遊休農地等の保全・活用 80ha	遊休農地等対策 110.9ha	☆☆☆☆	自己耕作の再開や農地の貸し借りの推進により遊休農地の解消や遊休化の未然防止が進みました。	引き続き自己耕作の再開や農地の貸し借り等による遊休農地の解消や遊休化の未然防止に努めます。
H27	遊休農地等の保全・活用 80ha	遊休農地等対策 117.9ha	☆☆☆☆								
2-3-4	日本万国博覧会記念公園事業(市民参画型事業)	継続	万博記念公園の緑の保全と活用、花景観の創出、野生生物の生息調査などをNPO団体と協働して市民参画により実施し、生物多様性の社会への浸透を図ること。	NPO団体と協働し、園内花壇管理、森づくり・足湯運営、水質調査・野生生物生息調査等を実施することで、生物多様性の社会への浸透に取り組みました。	52,207	H28	・上記作業・調査・イベント等について、2014年度の活動実績と同程度の実績を上げること。 【参考】2014年度活動実績 ・園内花壇管理 6,525人(参加のべ人数) ・森づくり・足湯運営 27,769人(参加のべ人数) ・竹林・田畑・果樹園等の保全・資源活用等 11,716人(参加のべ人数) ・水質調査、野生生物生息調査 6,007人(参加のべ人数) ・ガイドボランティア養成 96人(参加のべ人数)	2014年度と同程度の活動を実施。 ・園内花壇管理 5,487人(参加のべ人数) ・森づくり・足湯運営 26,763人(参加のべ人数) ・竹林・田畑等の保全・管理 7,225人(参加のべ人数) ・水質調査、野生生物生息調査 4,416人(参加のべ人数) ・ガイドボランティア養成 117人(参加のべ人数)	☆☆☆	前年度に比べて人数の増減はありますが、ほぼ同じ内容を実施しました。	引き続き、NPO団体や市民との協働を進めます。
H27	上記作業・調査・イベント等について、2013年度の活動実績と同程度の実績を上げること。 【参考】2013年度活動実績(旧(独)日本万国博覧会記念機構により実施) ・園内花壇管理 4,993人(参加のべ人数) ・森づくり・足湯運営 27,128人(参加のべ人数) ・竹林の保全・資源活用 6,910人(参加のべ人数) ・田畑・果樹園管理 7,002人(参加のべ人数) ・水質調査、野生生物生息調査 4,625人(参加のべ人数) ・温室効果ガス削減活動等 7,947人(参加のべ人数)	・園内花壇管理 4,632人(参加のべ人数) ・森づくり・足湯運営 27,594人(参加のべ人数) ・竹林・田畑等の保全・管理 7,082人(参加のべ人数) ・水質調査、野生生物生息調査 3,948人(参加のべ人数) ・温室効果ガス削減活動等 4,463人(参加のべ人数)	☆☆☆								

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	決算額(千円)	2016年度(H28年度)の取組 ※下段は2015年度(H27年度)の取組				自己点検・評価 課題	改善策・今後の方向性
						年度	取組指標	実績(取組指標に対する結果)	進捗		
2-3-5	共生の森づくり活動の推進	継続	堺第7-3区産業廃棄物最終処分場において、自然再生のシンボルとなる共生の森を整備し、多様な主体との協働による森づくり活動を支援すること。	堺第7-3区産業廃棄物処分場の一部「共生の森(約100ha)」において、野鳥や小動物の生息する草地や水辺等に森林が介在する大規模な“みどりの拠点”を創出するために、府民、NPO、企業等多様な主体との連携による植栽、草刈、間伐等の森づくり活動と、自然観察等の自然環境学習を実施しました。	6,281	H28	・共生の森づくり活動への参加人数 約1,200人 ・多様な自然環境の創出面積 約1ha	・参加人数:1,772人/年 ・企業や府民による植栽面積:約1ha	☆☆☆	参加人数、創出した自然環境の面積とも、想定どおりであり、多様な主体との協働による森づくりを促進できました。	より多くの府民、NPO、企業等が本事業を通じて、豊かな自然環境の形成に携わることができるよう、森づくり活動や共生の森でのモニタリング及び自然環境学習などの実施について、引き続き支援に努めます。
					H27	・共生の森づくり活動への参加人数 約1,200人 ・多様な自然環境の創出面積 約1ha	参加人数:1,618人/年 多様な自然環境の創出:1ha	☆☆☆			
II-4 健康で安心して暮らせる社会の構築(1) ~良好な大気環境を確保するために~											
2-4-1-1	大気汚染防止の事業所規制	継続	大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき事業所に対して大気汚染物質の排出規制を行い、大気環境基準を達成すること。	法・条例に基づく特定施設・届出施設等の設置・変更の事前届出を義務付け、ばい煙(NOx、SOx、ばいじん、有害物質)、揮発性有機化合物、一般粉じん、ダイオキシン類等が排出基準、設備構造基準に適合しているかを審査し、必要に応じ指導を行いました。事業所に対する立入検査は、法・条例による規制の実効性を確保するため、施設や排ガス測定結果の検査を行なうとともに、事業者の点検結果等を報告させることにより、適正な指導を行いました。また、規制基準の適合状況を確認するため、行政による排ガスや燃料等の測定を実施しました。	1,795	H28	・法、条例対象施設に対して、規制基準に適合しているか確認するとともに、違反している場合は速やかに改善するよう指導の徹底 ・大阪府所管対象約1,300事業所のうち、700事業所に立入検査を実施。さらに、総量規制対象工場、ダイオキシン対象工場等に複数回の立入検査を行う。 【参考】2014年度の立入検査 964事業所(2015,2016年度の実績と集計方法が異なる)	・目標の700事業所に対して701事業所への立入検査を実施 ・大規模排出事業所NOx測定 2事業所 ・使用燃料等測定 6事業所 ・ダイオキシン類排出濃度測定 1事業所	☆☆☆	立入検査の実施数においては、当初の目標どおり、700事業所への立入検査を実施し、規制基準の遵守指導を行いました。	大阪府所管の700事業所に年1回以上の立入検査を実施することで、引き続き排出基準等の遵守の徹底を図ります。
					H27	・法、条例対象施設に対して、規制基準に適合しているか確認するとともに、違反している場合は速やかに改善するよう指導の徹底 ・大阪府所管対象約1,300事業所のうち、700事業所に立入検査を実施。さらに、総量規制対象工場、ダイオキシン対象工場等に複数回の立入検査を行う。 【参考】2013年度の立入検査 846事業所(2015,2016年度の実績と集計方法が異なる)	・目標の700事業所に対して807事業所への立入検査を実施 ・大規模排出事業所NOx測定 2事業所 ・使用燃料等測定 10事業所 ・ダイオキシン類排出濃度測定 2事業所	☆☆☆			
2-4-1-2	自動車NOx・PM総量削減計画の推進(計画の進行管理)	継続	窒素酸化物(NOx)及び粒子状物質(PM)の削減のため、2013(平成25)年6月に策定した自動車NOx・PM総量削減計画[第3次]に基づき、関係機関が各種自動車環境対策を連携・協力して推進するとともに、府が適切に計画の進行管理を行い、2020(平成32)年度までに対策地域全体で二酸化窒素(NO2)及び浮遊粒子状物質(SPM)に係る大気環境基準を達成すること。	関係機関(関係市町、道路管理者等)と連携し、流入車規制の推進、エコカーの普及促進、エコドライブの推進、すべり交差点対策(右折レーン設置等の渋滞対策)等の交通流対策等の諸施策を総合的に推進しました。併せて、道路交通センサや自動車輸送統計調査などを基に、自動車からのNOx・PMの排出量を推計するとともに、2015(平成27)年度目標の達成状況を検証しました。	9,806	H28	・NO2、SPMIに係る大気環境基準の全局達成 ・NOx・PMの排出量の把握 ・2015(平成27)年度目標の達成状況の検証 【参考】対策地域からのNOx・PM排出量 NOx:13,170トン、PM:640トン(2014年度)	・NO2及びSPMIに係る大気環境基準を全監視測定局で達成(2016年度) ・対策地域におけるNOx・PM排出量の把握 NOx:12,280トン、PM:600トン(2015年度) ※2016年度実績は2017年12月確定予定	☆☆☆ (一部、2015年度のデータで評価)	関係機関の相互の連携・協力のもと、各種自動車環境対策を着実に実施し、2015年度はNOx・PMの排出量はともに計画どおりに削減していることを確認しました。環境審議会の答申を踏まえ、中小事業者等に対する取組支援や市町村との連携の強化の方針を決定しました。	2020年度目標の達成に向け、引き続き関係機関の相互の連携・協力のもと、各種自動車環境対策を推進します。
					H27	・NO2、SPMIに係る大気環境基準の全局達成 ・NOx・PMの排出量の把握 ・自動車環境対策の進捗状況等の検証 【参考】対策地域からのNOx・PM排出量 NOx:14,000トン、PM:680トン(2013年度)	・NO2に係る大気環境基準を全監視測定局で達成。SPMIに係る大気環境基準は一般局(67局)は全局で達成、自排局(34局)は33局で達成。(2015年度) ・対策地域におけるNOx・PM排出量の把握 NOx:13,170トン、PM:640トン(2014年度)	☆☆ (一部、2014年度のデータで評価)			
2-4-1-3	流入車対策の推進	継続	府内の対策地域内への非適合車の流入を規制することにより、NOx・PMの排出量を削減し、大気環境基準の継続的・安定的な達成を図ること。	NO2・SPMIに係る環境基準の継続的・安定的な達成を図るため、大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、府内37市町の対策地域を発着地として運行を行う者は、自動車NOx・PM法で定める排ガス基準を満たすトラック・バス等の車種規制適合車等を使用しなければならないとする流入車規制を推進しました。新規登録自動車等を対象に適合車等への表示が必要なステッカーを交付するとともに、規制の実効性を確保するため、立入検査・指導を実施しました。	28,662	H28	・立入検査での検査台数5,000台(バス駐車場、卸売市場、トラックターミナル、建設工事現場等で実施) 【参考】ステッカー134万枚交付(2015年10月末現在の累計)、立入検査台数:6,223台(2015年4月~11月) 命令・公表:34件(2015年11月末現在)	ステッカー交付枚数80,468枚(累計※1,450,136枚) 立入検査:110回4,792台を検査(累計※707回、約47,200台) 命令・公表:0件 他府県などから流入する非適合車の割合が大幅に減少(条例制定前の2007年度:17%→2015年度:0.7%) <参考>命令・公表34件(2016年度末累計※) ※2008年度以降	☆☆☆	運送事業者や荷主等の協力により規制の効果が発現していると考えられます。非適合車の流入車の割合が大幅に低下し環境負荷が低減されてきたことから、ステッカーの表示義務をはじめ役割を終えた義務を緩和するため条例を改正しました。また、立入検査の結果に基づき非適合車の使用者等に対し指導を行い、対策を推進しました。	今後とも、事業者等への立入検査・指導等の充実に努めるとともに、事業用自動車(緑ナンバー)と比較し非適合車率の高い家用自動車(白ナンバー)への対策を強化します。また、「非適合車ゼロ宣言」を掲げ流入車規制周知のための取組みを強化します。
					H27	・立入検査での検査台数5,000台(バス駐車場、卸売市場、トラックターミナル、建設工事現場等で実施) 【参考】ステッカー125万枚交付(2014年10月末現在の累計)、立入検査台数:5,660台(2014年4月~11月) 命令・公表:34件(2014年11月末現在)	ステッカー交付枚数 81,282枚(累計1,369,668枚) 立入検査:146回、7,889台を検査(累計597回、約42,400台) 命令・公表:0件 他府県などから流入する非適合車の割合が大幅に減少(条例制定前の2007年度:17%→2014年度:0.8%) 【参考】命令・公表34件(2015年度末累計)	☆☆☆☆			

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	決算額(千円)	2016年度(H28年度)の取組 ※下段は2015年度(H27年度)の取組				自己点検・評価 課題	改善策・今後の方向性
						年度	取組指標	実績(取組指標に対する結果)	進捗		
2-4-1-4	光化学オキシダント・VOC対策の推進	継続	府民の健康を守るため、光化学スモッグの原因物質の一つである揮発性有機化合物(VOC)の排出量を削減すること。	VOCの排出規制を着実に実施するとともに、化学物質管理制度に基づく事業者による適切な管理等を促進することにより削減しました。また、光化学スモッグ予報等の発令時には、健康被害の未然防止のため府民への周知を行うとともに、削減措置の対象工場へNOxやVOCの削減要請を行いました。	183	H28	・VOCの排出抑制 【参考】VOC届出排出量 10,200トン/年(2013年度)	・VOC排出量削減のための法・条例による規制・指導 VOC届出排出量 2015年度 9,800トン/年 ・光化学スモッグ発令時の緊急時対象工場へのNOx削減要請 2016年度 のべ945回	☆☆☆	工場・事業場に対し、排出量の把握や緊急時削減計画等を通じて、排出抑制を行うことができました。	引き続き、光化学スモッグ発令時に被害未然防止のため府民への周知を行い、緊急時対象工場へのNOxやVOCの削減要請を行います。
H27	・VOCの排出抑制 【参考】VOC届出排出量 10,900トン/年(2010年度) 10,400トン/年(2011年度) 10,000トン/年(2012年度)	・VOC排出量削減のための法・条例による規制・指導 【参考】VOC届出排出量 2015年度 9,800トン/年 ・光化学スモッグ発令時の緊急時対象工場へのNOx削減要請 2016年度 のべ945回	☆☆☆								
2-4-1-5	微小粒子状物質(PM2.5)の現状把握と対策の検討	継続	PM2.5について効果的な対策を行うため、監視測定局を整備して連続測定を行い、監視結果を府民に分かりやすく提供するとともに、府民の安全・安心を確保するため、PM2.5の情報や注意喚起を的確に発信すること。また、PM2.5の成分分析結果等を用いた解析を行い、発生源寄与割合の推計等についての知見を集積すること。	府管理の測定局26局で自動測定機による連続測定を行い、結果をホームページで分かりやすく提供するとともに、季節ごとに成分分析を行うことにより、府内におけるPM2.5の構成成分の実態及び季節変化を把握しました。また、PM2.5濃度が高くなると予測される場合に注意喚起の情報を防災情報メール等により速やかに発信する体制を整備・運用しました。さらに、測定結果や発生源対策に係る国の調査・検討状況を踏まえ、効果的な削減対策を進めるため、(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所と連携して、PM2.5の各発生源からの寄与の解析等について調査研究を行いました。	11,772	H28	・環境大気中の微小粒子状物質の状況把握(府管理 一般局:20局、自排局:6局、うち成分分析地点:3地点)	・微小粒子状物質の濃度の連続測定 府所管局26局(国設局2局を含む)で通年実施(うち、一般局20局、自排局6局) ・環境大気中の微小粒子状物質の状況把握(成分分析) 府内3地点(年4回実施)	☆☆☆	府管理26局で年間通じて自動測定機による連続測定を行うとともに、府内3地点で成分分析を行いました。また、PM2.5の情報を分かりやすく発信するとともに、国の指針に基づき、注意喚起を行う体制を整備・運用しました。	引き続き、PM2.5の常時監視を着実にしながら、濃度が高くなると予測される場合、注意喚起を的確に実施し、より幅広く府民に周知します。また、効果的な削減対策を進めるために、発生源寄与の解明に取り組みます。
H27	・環境大気中の微小粒子状物質の状況把握(府管理 一般局:20局、自排局:6局、うち成分分析地点:3地点)	・環境濃度の把握に向けた測定体制の整備 自動測定機による連続測定(府管理26局、うち一般局20局、自排局6局) ・PM2.5の一層質の高い測定データの把握・蓄積を図り、国の指針に基づく注意喚起を的確に実施するため、自動測定機を一般局1局で増設。(国設大阪局は、国が認定機器に更新) ・環境大気中の微小粒子状物質の状況把握(成分分析) 府内3地点(年4回測定)	☆☆☆☆								
2-4-1-6	府有施設吹付アスベスト対策事業	継続	府有施設において使用されているアスベストによる健康被害を防ぐこと。	アスベストによる健康被害を防ぐため、府有施設において使用されている吹付けアスベストの除去対策工事を実施するとともに、空気環境測定等の定期点検を実施しました。	283,266	H28	・アスベスト除去対策工事を3施設にて実施 ・空気環境測定を326か所実施	・アスベスト除去対策工事を3施設にて実施 ・空気環境測定を312か所実施	☆☆☆	アスベスト除去対策工事を3施設にて実施し、空気環境測定は312か所実施しました。	引き続きアスベスト除去工事及び空気環境測定を行っています。
H27	・アスベスト除去対策工事を7施設にて実施 ・空気環境測定を381か所実施	・アスベスト除去対策工事(設計含む)を6施設にて実施(1施設はアスベスト未含有のため工事実施せず) ・空気環境測定を313か所実施	☆☆☆								
2-4-1-7	アスベスト飛散防止対策等の推進及び石綿健康被害救済促進事業	継続	府民の健康を守るため、大気汚染防止法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく立入検査、石綿濃度測定等を行い、建築物等の解体・改造・補修に係るアスベスト飛散防止の徹底を図ること。また、アスベストが原因で中皮腫や肺がん等の疾病に罹患した被害者の救済のための基金への拠出を行うこと。	アスベストの飛散防止対策を強化するため、建設リサイクル法の届出情報を活用し、事前調査の内容確認や届出対象規模未達の解体現場等への立入検査を実施しました。また、解体現場等でアスベストの敷地境界濃度を迅速に把握するため簡易測定を行いアスベスト飛散防止の徹底を図りました。特に「アスベスト飛散防止推進月間」と位置付けている6月と12月に解体現場パトロールを実施するとともに、6月には、府民・事業者を対象とした飛散防止対策セミナーを実施し、12月には石綿飛散防止の重要性を訴えるため、関係団体・市町村と大阪府「みんなで防止!!石綿飛散」推進会議を開催し、徹底した周知を行う等、重点的な取組みを行いました。アスベスト健康被害者の救済のため、2006年2月に制定された「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づき、(独)環境再生保全機構に創設された石綿健康被害救済基金に対し、国・他都道府県・事業者とともに拠出しました。	45,380	H28	・届出対象解体現場等への全数立入検査 ・条例届出対象規模未達の工場・倉庫等の解体現場等へ立入検査 ・測定義務があり、かつ実作業7日以上工事における公定法による測定(分析は(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所により実施。) ・小規模の工事における迅速な測定 ・法、条例改正に伴うセミナー等の開催 【参考】届出152件、立入検査等612件(2014年度) ・救済制度の円滑な運用 【参考】救済基金への拠出47,000千円(2014年度)	・届出対象解体現場立入件数 220件(届出121件の内82件) ※周辺に住居等が無い臨海部を除き、全数立入を実施。 ・条例届出対象規模未達の工場・倉庫等の解体現場等への立入検査件数 408件 ・迅速測定件数 22件 ・石綿健康被害救済基金に44,570千円を拠出 ・6月に「大阪府石綿飛散防止対策セミナー」、12月に『大阪府「みんなで防止!!石綿飛散」推進会議』を開催。	☆☆☆	届出対象解体現場等のほか、条例届出対象規模未達の解体現場等へも建設リサイクル法の届出情報を活用して立入検査を計624件実施しました。また、建築物解体時の石綿飛散防止のための行動宣言(STOPアスベスト キックオフ宣言)の連名者の増加を図り、適正な石綿飛散防止対策の周知に努めます。	
H27	・届出対象解体現場等への全数立入検査 ・条例届出対象規模未達の工場・倉庫等の解体現場等へ立入検査 ・測定義務があり、かつ実作業7日以上工事における公定法による測定 ・小規模の工事における迅速な測定 ・法、条例改正に伴うセミナー等の開催 【参考】届出140件、立入検査等566件(2013年度) ・救済制度の円滑な運用 【参考】救済基金への拠出47,000千円(2013年度)	・届出対象解体現場立入件数 224件(届出127件の内105件) ・条例届出対象規模未達の工場・倉庫等の解体現場等への立入検査件数 363件 ・迅速測定件数 26件 ・石綿健康被害救済基金に47,000千円を拠出 ・6月に「大阪府石綿飛散防止対策セミナー」、12月に『大阪府「みんなで防止!!石綿飛散」推進会議』を開催。	☆☆☆								

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	決算額(千円)	2016年度(H28年度)の取組 ※下段は2015年度(H27年度)の取組				自己点検・評価 課題	改善策・今後の方向性
						年度	取組指標	実績(取組指標に対する結果)	進捗		
II-4 健康で安心して暮らせる社会の構築(2) ～良好な水環境を確保するために～											
2-4-2-1	総量削減計画の進行管理	継続	府内から発生し大阪湾に流入する化学的酸素要求量(COD)、窒素(T-N)、りん(T-P)の量を削減し、閉鎖性水域である大阪湾の水質改善を図ること。	2012年2月に策定したCOD、T-N、T-Pに係る第7次総量削減計画の進行管理を行うため、関係機関等から入手した各種データの整理を行うことにより、発生負荷量を把握しました。併せて、総量規制基準を設定する際に必要となる規制対象事業場の工程排水の実態等について、調査の実施や関係情報の収集・整理を行い、第8次計画の策定に向けた検討を進めました。	573	H28	・2015年度のCOD、T-N、T-Pの発生負荷量を把握し、発生負荷量削減の進捗管理を行う。 【参考】COD、T-N、T-Pの発生負荷量(2013年度) COD 60トン/日、T-N 59トン/日、T-P 3.6トン/日	2015年度のCOD、T-N、T-Pの発生負荷量を把握し、発生負荷量削減の進捗管理を実施 (2015年度) COD 48トン/日、T-N 47トン/日、T-P 3.0トン/日	☆☆☆	大阪湾に流入する負荷量が削減されたことを把握できました。	引き続き、負荷量の削減に向けた取組みを進めるとともに、負荷量の把握を行います。
						H27	・2014年度の発生負荷量を把握する。 【参考】COD、T-N、T-Pの発生負荷量(2012年度) COD 62トン/日、T-N 59トン/日、T-P 3.7トン/日	2014年度のCOD、T-N、T-Pの発生負荷量を把握し、発生負荷量削減の進捗管理を実施 (2014年度) COD 57トン/日、T-N 58トン/日、T-P 3.4トン/日	☆☆☆		
2-4-2-2	水質汚濁防止の事業所規制	継続	水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法、ダイオキシン類対策特別措置法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、事業所に対して水質汚濁物質等の排出規制及び有害物質の地下浸透規制を行い、水質環境基準の達成及び有害物質による地下水汚染の防	法・条例に基づく施設の設置・変更の事前届出を義務付け、BOD(水質汚濁の代表的な指標)や有害物質等の排水基準、設備構造基準に適合しているかを審査し、必要に応じ指導を行いました。また、規制の実効性を確保するため、届出施設等について立入・採水検査を実施し、排水基準や施設等の構造基準の遵守指導を行いました。	5,180	H28	・排水基準が適用される事業所全てに、立入・採水を実施 ・施設等の構造基準が適用される事業所全てに、立入検査を実施 【参考】工場・事業所立入件数: 963件、試料採取・分析件数: 360件(2014年度) うち58件について改善を指導	・排水基準が適用される事業場等の全てに対して、採水または立入検査をのべ703回実施(試料採取・分析件数: 300件) ・総量規制で連続測定が義務づけられる事業場(32事業場)のうち12事業場(のべ13か所)で、総量採水検査を実施	☆☆☆	当初の目標どおり、事業場への立入・採水検査を実施し、排水基準の遵守指導を行いました。	引き続き事業場への立入・採水検査を実施し、排水基準の遵守指導に取り組みます。
						H27	・排水基準が適用される事業所全てに、立入・採水を実施 ・総量規制基準が適用される事業所のうち排水量が多い15事業所に、24時間採水検査を実施 ・施設等の構造基準が適用される事業所全てに、立入検査を実施 【参考】工場・事業所立入件数: 963件、試料採取・分析件数: 360件(2014年度) うち58件について改善を指導	・排水基準が適用される事業場や構造基準が適用される事業場等に対して、採水または立入検査をのべ805回実施(試料採取・分析件数: 321件) ・総量規制で連続測定が義務づけられる事業場(32事業場)のうち15事業場(のべ15か所)で、総量採水検査を実施	☆☆☆		
2-4-2-3	生活排水対策事業	継続	河川等の良好な水環境を確保するため、生活排水の負荷量の削減を図ること。	河川等の汚濁の原因の約8割を占める生活排水の負荷量を削減するため、「市町村生活排水処理計画」の見直し等の際に市町村に対し技術的支援を行い、市町村における下水道や合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の効率的・効果的な整備を促進しました。また、「大阪府生活排水対策推進月間」(2月)を中心にイベントや街頭啓発を通じて、家庭でできる生活排水対策の実践の浸透を図りました。	186	H28	・生活排水処理率の向上 ・「市町村生活排水処理計画」の見直し等に係る市町村ヒアリング 5回 ・イベントへの出展や街頭啓発の実施 10回 【参考】生活排水適正処理率95.0%(2014年度末)	・生活排水適正処理率が2015年度末で95.2%と前年度より0.2ポイント上昇 ・「市町村生活排水処理計画」の見直し等に係る市町村ヒアリング 4回 ・イベントへの出展や街頭啓発の実施回数 18回	☆☆☆ (一部、2015年度のデータで評価)	生活排水適正処理率が向上し、イベントへの出展や街頭啓発の実施回数は目標を達成できました。	生活排水の100%適正処理を目指し、市町村による一層の生活排水処理施設の整備促進に向けた技術的支援を引き続き行うことが重要です。
						H27	・生活排水処理率の向上 ・「市町村生活排水処理計画」の見直し等に係る市町村ヒアリング 5回 ・イベントへの出展や街頭啓発の実施 7回 【参考】生活排水処理率94.6%(2013年度末)	・生活排水適正処理率が2014年度末で95.0%と前年度より0.4ポイント上昇 ・「市町村生活排水処理計画」の見直し等に係る市町村ヒアリング 5回 ・イベントへの出展や街頭啓発の実施回数 16回	☆☆☆ (一部、2014年度のデータで評価)		
2-4-2-4	浄化槽整備事業の推進	継続	生活排水対策やトイレの水洗化による生活環境の改善のために、合併処理浄化槽の整備を推進すること。	個人が浄化槽を設置する際の費用の一部を助成する「浄化槽設置整備事業(個人設置型)」及び市町村が主体となって各戸に浄化槽を整備し、住民から使用料を徴収して管理運営する「浄化槽市町村整備推進事業(市町村設置型)」を実施する市町村に対して、引き続き府費補助金を交付するなど、より一層の浄化槽整備を図りました。	8,229	H28	・浄化槽設置整備事業(個人設置型) 11市町村 ・浄化槽市町村整備推進事業(市町村設置型) 5市	個人設置型浄化槽 51基設置 (11市町村にて実施) 市町村設置型浄化槽 55基設置 (5市にて実施)	☆☆☆	浄化槽が設置されたことにより、河川等の水質の改善に寄与したと考えられます。	引き続き府費補助金を交付するなど、より一層の浄化槽整備を図ります。
						H27	・浄化槽設置整備事業(個人設置型) 11市町村 ・浄化槽市町村整備推進事業(市町村設置型) 5市	個人設置型浄化槽 72基設置 (11市町村にて実施) 市町村設置型浄化槽 73基設置 (5市にて実施)	☆☆☆		

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	決算額(千円)	2016年度(H28年度)の取組 ※下段は2015年度(H27年度)の取組				自己点検・評価 課題	改善策・今後の方向性
						年度	取組指標	実績(取組指標に対する結果)	進捗		
2-4-2-5	大阪湾の再生に係る関係機関との連携	継続	大阪湾流域の自治体等の関係機関と連携し、大阪湾の水質改善・汚濁防止を図ることにより大阪湾の再生を目指すこと。	大阪湾再生推進会議(事務局:近畿地方整備局、国・府県・市等で構成)が策定した「大阪湾再生行動計画」に基づき、総量規制や生活排水対策、水質一斉調査などを実施し、関係機関と連携しながら大阪湾の水質改善を推進しました。 [大阪湾再生行動計画の主な施策] ○陸域負荷削減(総量規制、生活排水対策) ○海域環境改善(藻場造成、くぼ地修復) ○モニタリング(水質常時監視、大阪湾水質一斉調査、生き物一斉調査) また、大阪湾沿岸23自治体で構成する「大阪湾環境保全協議会」において、大阪湾の環境保全を啓発しました。 さらに、大阪府環境審議会からのあり方答申を踏まえて、「瀬戸内海の環境の保全に関する大阪府計画」を変更し、計画に基づき施策を推進しました。	1,480	H28	・モニタリングによる大阪湾の水質の状況把握 【参考】2015年度の水質一斉調査には36の機関が参加し、陸域も含めると525地点で調査を実施 ・大阪湾フォーラムの開催、フィッシングショー等のイベントへの出展 (ワークショップ「チリメンモンスターを探そう! ※」等) 【参考】2015年度のイベントへの出展回数 12回 ※「チリメンモンスターを探そう!」は、チリメンジャコに混ざっているカタクチイワシ以外の様々な生き物を探し出し、生物の多様性を知ることを通じて、大阪湾の環境保全の重要性を学ぶワークショップです。 ・「瀬戸内海の環境の保全に関する大阪府計画」の変更・推進 大阪府環境審議会からのあり方答申を踏まえた計画の変更・推進	・常時監視及び大阪湾再生水質一斉調査による大阪湾の水質モニタリングの実施(常時監視22地点、一斉調査553地点) ・大阪湾フォーラムの開催、フィッシングショー等のイベントへの出展 9回 ・2016年10月31日に「瀬戸内海の環境の保全に関する大阪府計画」を変更。	☆☆☆	大阪湾の水質の状況について把握できました。イベントの開催・出展により大阪湾の環境保全に関する大阪府計画について啓発できました。 ・「瀬戸内海の環境の保全に関する大阪府計画」を変更できました。	引き続き、大阪湾の水質状況の把握に努め、「瀬戸内海の環境の保全に関する大阪府計画」の推進、環境保全の啓発に取り組みます。
						H27	・モニタリングによる大阪湾の水質の状況把握 【参考】2014年度の水質一斉調査には36の機関が参加し、陸域も含めると525地点で調査を実施 ・大阪湾フォーラムの開催、フィッシングショー等のイベントへの出展 (ワークショップ「チリメンモンスターを探そう! ※」等) 【参考】2014年度のイベントへの出展回数 9回 ※「チリメンモンスターを探そう!」は、チリメンジャコに混ざっているカタクチイワシ以外の様々な生き物を探し出し、生物の多様性を知ることを通じて、大阪湾の環境保全の重要性を学ぶワークショップです。	・常時監視及び大阪湾再生水質一斉調査による大阪湾の水質モニタリングの実施(常時監視22地点、一斉調査550地点) ・大阪湾フォーラムの開催、フィッシングショー等のイベントへの出展 12回	☆☆☆		
2-4-2-6	大阪湾漁場環境整備事業	継続	貧酸素水塊の発生及び栄養塩が滞留している北・中部海域に攪拌ブロックを設置し、底層から表層にかけて湧昇流や攪拌流を発生させ、海域環境の改善を行うとともに栄養塩を緩やかに南下させること。	岸和田市沖の一般海域に潮流攪拌機能を持つブロックを設置し、海水中への栄養塩の供給や底質への酸素の供給など、魚介類の生育環境の向上を図りました。また、2014・2015年度に設置した整備済み工区(岸和田市北部)で、栄養塩の巻き上げ、溶存酸素濃度の改善、底質の硫化物濃度の改善効果などを把握しました。	37,042	H28	攪拌ブロック礁を岸和田市沖に設置し、1haの漁場環境整備を実施。	攪拌ブロック17基を岸和田市沖(岸和田南漁場)に設置し、0.68haの漁場環境整備を実施	☆☆	国内示額減につき、予定の基数には満たないものの、ほぼ計画どおり実施できました。	引き続き調査を行い、造成漁場の整備効果を把握します。
						H27	攪拌ブロック礁を岸和田市沖に設置し、1haの漁場環境整備を実施。	攪拌ブロック22基を岸和田市沖(岸和田北及び岸和田南漁場)に設置し、0.8haの漁場環境整備を実施	☆☆☆		
2-4-2-7	流域下水道事業の推進	継続	流域下水道の整備を進めることにより、公共用水域の水質改善を促進し、BODの環境保全目標の達成率の向上及び閉鎖性水域の富栄養化の軽減を図ること。	大阪湾や河川等の公共用水域の水質改善のため、流域下水道の幹線管渠、ポンプ場、水みらいセンター(下水処理場)の整備を推進しました。また、水みらいセンターにおいては、富栄養化の原因である窒素・リン等を除去する高度な水処理施設の整備を推進し、水みらいセンターとポンプ場においては、合流式下水道の改善を推進しました。	32,446,102	H28	・下水道普及率の向上 【参考】下水道普及率95.6%(2014年度末現在) 施設整備内容 水処理(高度処理)整備 1か所(28,500m ³ /日) 合流式の改善 1か所	・下水道普及率の向上 【参考】下水道普及率95.8%(2015年度末現在) 南大阪湾岸流域中部水みらいセンター 水処理(高度処理)を整備中。 太平ポンプ場 合流式の改善(沈砂池ドライ化)完成。	☆☆	財源等の問題もあり施設整備に遅れを生じていますが、現有施設運転の工夫などにより対応しています。	引き続き、下水道普及率の向上に取り組みます。
						H27	・下水道普及率の向上 【参考】下水道普及率95.3%(2013年度末現在) 施設整備内容 水処理(高度処理)整備 1か所(18,250m ³ /日) 合流式の改善 3か所	原田水みらいセンターの水処理施設(18,250m ³ /日)運転開始。 桑才ポンプ場、寺島ポンプ場、川俣ポンプ場 合流式の改善(沈砂池ドライ化)完成。 (参考) 下水道普及率95.8%(2015年度末現在)	☆☆☆		
II-4 健康で安心して暮らせる社会の構築(3) ～ 化学物質のリスク管理を推進するために ～											
2-4-3-1	環境リスクの高い化学物質の排出削減	継続	化学物質に係る環境リスクを低減すること。	環境リスクの高い化学物質の排出削減を図るため、PRTR法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、化学物質の排出量等の届出の受理、データの集計・公表を行うとともに、事業者に対する指導・助言を行いました。また、排出量削減の効果を検証するため、有害大気汚染物質モニタリング等の測定データを活用し、環境中への排出量データと環境濃度の経年的な傾向及びその関連性等について比較検討を進めました。	317	H28	・環境リスクの高い化学物質の排出を削減する。 【参考】PRTR法に基づく届出件数1,614件(2014年度) 条例に基づく届出件数1,340件(2014年度) 環境リスクの高い化学物質の届出排出量11,300トン(PRTR法対象物質4,362トンを含む)(2013年度実績)	・排出量等の届出件数: PRTR法1,579件、条例1,318件 ・環境リスクの高い化学物質の届出排出量10,800トン(PRTR法対象物質4,151トンを含む)(2015年度実績)	☆☆☆ (一部、2015年度のデータで評価)	・PRTR法及び府条例の届出の受理、データの集計・公表を行うとともに、事業者に対し、指導・助言を行うことにより、化学物質の排出削減に向けた事業者の取組みを一層促進しました。	・引き続き、環境リスクの高い化学物質の排出削減を図るため、PRTR法及び府条例に基づき、化学物質の排出量等の届出を受理し、データの集計・公表を行うとともに、事業者に対し指導・助言を行います。
						H27	・環境リスクの高い化学物質の排出を削減する。 【参考】PRTR法に基づく届出件数1,636件(2013年度) 条例に基づく届出件数1,364件(2013年度) 環境リスクの高い化学物質の届出排出量11,000トン(PRTR法対象物質4,481トンを含む)(2012年度実績)	・排出量等の届出件数: PRTR法1,591件、条例1,346件 ・環境リスクの高い化学物質の届出排出量11,700トン(PRTR法対象物質4,333トンを含む)(2014年度実績)	☆☆☆ (一部、2014年度のデータで評価)		

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	決算額(千円)	2016年度(H28年度)の取組 ※下段は2015年度(H27年度)の取組				自己点検・評価 課題	改善策・今後の方向性
						年度	取組指標	実績(取組指標に対する結果)	進捗		
2-4-3-2	大規模災害時における化学物質による環境リスク低減対策の推進	継続	大規模災害に備えた事業者による化学物質の自主的管理の強化を図ること。	事業者に対し、南海トラフ巨大地震等の大規模災害時の化学物質による環境リスクを把握し、その低減方策を検討・実施した管理計画書を、2014年度から3年間で、段階的に届出を求めました。 届出対象の事業所に対し、説明会での制度周知や立入検査等を通じた管理計画書の作成・届出に係る指導、助言を行いました。 さらに、届出対象規模未満の事業所を有する事業者に対しても、業界団体を通じて、対策手法や事例等について情報提供を行うことにより対策の検討・実施を促進しました。 また、災害時の消防活動をより安全なものにするため、事業者からの届出情報に基づき、市町村消防部局に対し、化学物質の取扱情報を定期的に提供しまし	-	H28	・化学物質管理計画書の作成・届出に係る指導・助言を行い、大規模災害に備えた事業者による化学物質の自主的管理の強化を促進 【参考】 ・大規模災害に備えたリスク低減対策に関する化学物質管理計画書の届出件数 162件(2014年度)、167件(2015年度)	・大規模災害に備えたリスク低減対策に関する管理計画書の届出件数:153件(2014年度から2016年度までの累計:482件) ・管理計画の進捗状況:2015年度に届け出られた167事業所のうち、151事業所(全体の90%)で概ね計画どおりに対策が進捗	☆☆☆	・説明会の開催等を通じた制度の周知、立入検査等を通じた管理計画書の作成・届出に係る指導、助言により、対象事業所すべてから管理計画書が届出され、大規模災害に備えた環境リスクの低減対策を推進する事業者の体制が整いました。	・届出された計画の進捗状況を把握するとともに、立入検査等により対策の実施を指導します。さらに、届出対象規模未満の事業所を有する事業者に対しても、業界団体を通じて、対策の検討・実施を働きかけます。また、災害時の消防活動をより安全なものにするため、市町村消防部局に対し、事業者の化学物質取扱情報を提供します。
H27	・化学物質管理計画書の作成・届出に係る指導・助言を行い、大規模災害に備えた事業者による化学物質の自主的管理の強化を促進	・大規模災害に備えたリスク低減対策に関する管理計画書の届出件数:167件 ・管理計画の進捗状況:2014年度に届け出られた161事業所(1事業所は廃止)のうち、147事業所(全体の91%)で概ね計画どおりに対策が進捗	☆☆☆								
2-4-3-3	大阪エコ農業の推進	継続	農業の環境への負荷軽減を進め、環境保全と生産性の調和が取れた農業経営面に留意した大阪エコ農業を推進すること。	化学合成農薬と化学肥料の使用を従来の半分以下で生産した農産物を「大阪エコ農産物」として認証する制度を推進し、このような栽培をした上で、さらに環境に貢献する取組みをする農業生産活動に対し、交付金支払による支援を実施しました。 また、(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所にて、病虫害防除に関する研究等を行いました。 (環境に貢献する取組みの例) ・カバークロープの作付け(水稻を栽培する前の水田にレンゲを栽培し土を豊かにする) ・有機農業の普及(生物農薬の使用等、化学合成農薬や化学肥料を全く使わない栽培を行う) ・飛ばないテントウムシや捕食性カブリダニ類などの天敵活用(農薬使用量の低減を図る)	22,895	H28	大阪エコ農産物栽培面積 10ha増加	認証面積:556.7ha(23.7ha増加) 認証件数:4,664件	☆☆☆	大阪エコ農産物認証制度を推進し、昨年度以上の栽培面積を認証することができました。	引き続き環境負荷の軽減した技術の啓発に努めます。
H27	大阪エコ農産物栽培面積 10ha増加 (H27年度目標 530ha) ※「おおさか農政アクションプラン」最終年度2016年度)目標540haにむけ、毎年10ha増加	認証面積:533ha 認証件数:4,491件	☆☆☆								
2-4-3-4	化学物質に関するリスクコミュニケーションの推進	継続	化学物質による環境リスクに関する科学的な知見・情報を府民・事業者・行政が共有し、相互理解を深めるための対話である「リスクコミュニケーション」の取組みを推進すること。	化学物質の排出削減やリスクコミュニケーションの重要性について、府民・事業者等の理解を深めるため、化学物質対策に関するセミナーを開催し、府民・事業者・行政の対話の推進に努めました。	317	H28	・化学物質対策に関するセミナーを開催し、府民・事業者・行政の対話の促進に努める。 【参考】化学物質対策セミナー 1回開催(449人参加)(2014年度)	・化学物質対策セミナー開催:1回(372人参加)	☆☆☆	・化学物質対策セミナーにおいて、リスクコミュニケーションに関する講演及び事例発表を行い、リスクコミュニケーションの重要性等について事業者の理解を深めることができました。	・引き続き、化学物質対策に関するセミナー等の開催により、府民・事業者・行政の対話の推進に努めます。
H27	・化学物質対策に関するセミナーを開催し、府民・事業者・行政の対話の促進に努める。 【参考】化学物質対策セミナー 1回開催(483人参加)(2013年度)	・化学物質対策セミナー開催:1回(425人参加)	☆☆☆								
2-4-3-5	土壌・地下水汚染対策の推進	継続	土壌汚染の早期発見、汚染土壌の適正な管理・処理による周辺住民の健康影響の防止、事業場における土壌汚染の未然防止及び地下水汚染対策を推進すること。	土壌汚染による府民の健康影響の防止を図るため、土壌汚染対策法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、土地の所有者等が行う土壌汚染の状況調査や汚染の除去等の措置について指導を行いました。 また、有害物質を使用している事業場における土壌汚染の未然防止のための漏えい防止対策や、事業者による地下水汚染対策が適切に推進されるよう指導を行いました。	342	H28	・土壌汚染状況調査、汚染の除去等の措置、地下水汚染対策等の指導 【参考】形質変更届出件数:48件(2014年度) 調査結果報告件数(法・条例・自主):11件(2014年度)	土壌汚染状況調査・対策が適切に行われるよう土地の所有者等に対し指導を行いました。また、有害物質を使用している事業場に対して、土壌・地下水汚染の未然防止策について指導しました。 【参考】 ・形質変更届出件数:45件 ・調査結果報告件数(法・条例・自主):7件	☆☆☆	報告された調査・対策について指導し、事業を適切に推進しました。	今後も引き続き、法・条例に基づく土地所有者等への指導を適切に推進します。
H27	・土壌汚染状況調査、汚染の除去等の措置、地下水汚染対策等の指導 【参考】形質変更届出件数:48件(2014年度) 調査結果報告件数(法・条例・自主):11件(2014年度)	土壌汚染状況調査・対策が適切に行われるよう土地の所有者等に対し指導を行いました。また有害物質を使用している事業場に対して、土壌・地下水汚染の未然防止策について指導しました。 【参考】 ・形質変更届出件数:48件 ・調査結果報告件数(法・条例・自主):19件	☆☆☆								

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	決算額(千円)	2016年度(H28年度)の取組 ※下段は2015年度(H27年度)の取組				自己点検・評価 課題	改善策・今後の方向性
						年度	取組指標	実績(取組指標に対する結果)	進捗		
Ⅲ 魅力と活力ある快適な地域づくりの推進											
3-1	「みどりの風を感じる大都市・大阪」の推進	継続	「みどりの風を感じる大都市・大阪」実現に向けた取組の一つとして、市街地中心部や駅前等の多くの府民や来阪者の目に触れる場所で良好な緑陰空間および府民が憩える緑化空間の創出等を図るため、民間事業者等が主体となったみどりのまちづくりの促進を図ること。また、道路など公共空間と沿線民有地を一体的に緑化し海と山をつなぐみどりの軸線を形成する「みどりの風促進区域」において、企業・地域住民による街区等単位の緑化を進め、みどりの軸線の充実を図ること。	実感できるみどりづくりのため、 ・緑化施設の整備とあわせて、周辺地域の企業・住民に緑化活動を呼びかける緑化促進活動に取り組む民間事業者を、「実感・みどり事業者」として認定。 ・「実感・みどり事業者」が実施する緑陰空間や府民が憩える緑化空間の整備及び街区単位での企業・府民連携による緑化を促進。 また、「みどりの風促進区域」においては、 ① 企業・住民等で街区・沿道単位での緑化プランを策定し沿線民有地等の緑化促進 ② 民有地の都市計画手法(容積率、建ぺい率の緩和等)等による緑化誘導 ③ 既存の河川・道路事業による公共緑化により、緑化を促進しました。	-	H28	・みどりの風促進区域での緑化推進(樹木による緑化、大型プランター緑化等) 「グリーンストリート支援事業」9か所実施 ・みどりを実感できる緑化促進 高木による緑陰の創出 100本程度	みどりの風促進区域での緑化推進 ・7か所 133本の樹木植栽等を実施 実感できるみどりづくり事業実施 ・3地区 2,874㎡(接道部延長545m)の樹木植栽を実施	☆☆☆	グリーンストリート支援事業による促進区域内において民有地緑化を実施し、9か所の予定に対し7か所実施。実感できるみどりづくり事業では、予定以上に樹木植栽ができた。全体として、概ね緑化促進活動を推進することができた。	引き続き、みどりの風促進区域の緑化推進に協力的な企業の支援も得ながら、事業の周知、PRに努め、グリーンストリート支援事業により、波及効果や緑視効果の高い緑化拠点の整備を行い、地域住民・民間企業の緑化意欲のさらなる普及・拡大に努める。また、引き続き建築物の敷地内緑化促進制度を運用し、優れた取組みへの顕彰を実施する。
						H27	・みどりの風促進区域での緑化推進(樹木による緑化、大型プランター緑化等) 「グリーンストリート支援事業」4か所実施	みどりの風促進区域内での緑化推進 ・民有地緑化実施か所 2015年度 11地区において、57本の樹木植栽等を実施	☆☆		
3-2	子育て施設の内装の木質化の推進	継続	保育所や幼稚園の子育て施設の床や壁といった内装の木質化を進めることで、子どもたちの健やかな成長を育むとともに、木材利用を促進し、木質化の効果をPRすること。	内装の木質化を実施する幼稚園及び認可保育所(認定こども園を含む)に対して補助を行いました。子どもの育成環境に良い効果を与え、森林の大切さや木材に対する理解を深める「木育」の促進を図るとともに、木材利用の拡大により森林の手入れが進むという流れが形成されることで、良好な森林環境の保全につながります。	67,933	H28	子育て施設の内装木質化 30園	森林の大切さや木材に対する理解を深める木育の促進 ・合計38施設を木質化。	☆☆☆	合計38施設を木質化し、木質化運動を推進することができました。	保育所や幼稚園などの子育て施設の内装木質化を推進し、子どもの育成環境の向上、木材利用の拡大等に努めます。
						H27	一園一室木質化運動の推進 保育所6園 子育て施設の内装木質化 6件	保育所6園、子育て施設6施設の内装木質化	☆☆☆		
3-3	府道緑化事業	継続	都市の景観形成や環境改善等多様な役割を果たす街路樹を、良好な状態に維持管理を行い、良好な道路環境整備を推進すること。	劣化による倒木や、道路構造との不適合により根上がり等を引き起こす可能性のある街路樹について都市基盤整備中期計画に基づき、路線の重要度、樹木の健全度、道路構造との不適合等から優先順位を設定し、樹木更新を実施しました。また、火災の際の近隣への延焼防止機能を期待した街路樹の再整備を行い、良好な道路環境の創出に努めました。	834,628	H28	街路樹の更新・補植 高木:802本 低木:1,583本	主に重要路線における街路樹の樹木更新を含めた植栽工事、維持管理業務を行いました。(植栽本数)高木:426本、低木:約9,800本	☆☆☆	想定どおり樹木更新作業を含めた植栽工事・維持管理作業により、良好な道路環境の創出が実施できました。	今後も引き続き、取組みを継続します。
						H27	街路樹の更新・補植 高木:673本 低木:5,163本	主に重要路線における街路樹の樹木更新を含めた植栽工事、維持管理業務を行いました。(植栽本数)高木:436本、低木:約19,000本	☆☆☆		
3-4	美しい景観づくり推進事業	継続(H27は点検評価を実施せず)	「大阪府景観計画」等に基づく規制誘導や府民・事業者・行政等との会議、景観資源の情報発信等により府内の景観の向上を図ること。	「大阪府景観計画」に基づく規制や、府民・事業者・行政による「大阪美しい景観づくり推進会議」の運営、景観資源を再発見し国内外に大阪の魅力を発信する「ビュースポット景観形成」の取組み等を行いました。また、景観上優れた建物等を顕彰する「大阪まちなみ賞」を、建築関係団体等の協賛を受け、大阪市および建築関係団体と共同で行いました。	348	H28	「大阪美しい景観づくり推進会議」の開催	・大阪美しい景観づくり推進会議では、総会と座談会等を実施し、竹内街道周辺におけるまちづくりの取組みの案内を行いました。 ・ビュースポット景観形成の取組みとして、外国人を対象としたビュースポットツアーやイベントでの情報発信等を行いました。	☆☆☆	年度当初に予定していた内容を実施し、景観に対する意識の醸成を図りました。	今後も引き続き、取組みを継続します。
						H27					
3-5	指定文化財等の保全・活用と次世代	継続(H27は点検評価を)	大阪府の誇る指定文化財等の貴重な文化遺産を適切に保存・活用するとともに、これを確実に次世代に継承すること。	大阪府内に所在する各種文化財の把握に努め、特に価値が高いものについては、文化財指定等による保存の措置を講じました。また、永くこれを伝えていくため、必要な修理や防災設備の新設・点検・改修等が滞りなく進められるよう	10,989	H28	・文化財指定、登録の推進 6件 ・文化財保存修理等補助事業 10件	・文化財指定、登録の推進 55件(指定4、登録51) ・文化財保存修理等補助事業 13件	☆☆☆☆	文化財指定、登録では想定を大きく上回る成果を得ることができました。補助事業についても想	引き続き指定、登録を推進し、修理等の補助事業を実施することにより、文化財の保存に

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	決算額(千円)	2016年度(H28年度)の取組 ※下段は2015年度(H27年度)の取組			自己点検・評価 課題	改善策・今後の方向性
						年度	取組指標	実績(取組指標に対する結果)		
	への継承	実施せず)	に継承することによって、郷土への誇りや伝統・文化を尊重する心をはぐくむこと。	無償で研修等が受けやすく進められるよう、専門的見地からの技術的支援を行うとともに、必要な場合は補助事業として財政的支援を行いました。		H27			定以上の成果を得ました。	み、大きな役割の発揮に努めます。

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	決算額(千円)	2016年度(H28年度)の取組 ※下段は2015年度(H27年度)の取組				自己点検・評価 課題	改善策・今後の方向性
						年度	取組指標	実績(取組指標に対する結果)	進捗		
3-6	騒音・振動の防止	継続	工場・事業場、建設作業及び道路等からの騒音・振動を防止し、生活環境の保全を図ること。	幹線道路沿道における騒音に係る環境基準の達成状況を把握し、関係機関と連携して低騒音舗装等の騒音対策の推進を図りました。また、大阪国際空港及び関西国際空港の周辺地域における航空機騒音に係る環境基準の達成状況を把握し、関係機関に対策の推進を働きかけました。さらに、工場及び建設作業等の騒音・振動の規制権限を有する市町村において規制・指導の徹底が図られるよう、必要な技術的支援を行いました。	11,208	H28	・自動車騒音調査 10町村域について実施 ・大阪国際空港周辺における航空機騒音の測定(通年測定:3地点、短期測定:2地点)、関西国際空港周辺における航空機騒音の測定(短期測定:2地点) ・市町村研修会 年間3回開催 【参考】自動車騒音に係る環境基準の達成率 2014年度:94.2% 2013年度:93.7% 2012年度:93.6%	・自動車騒音調査について10町村域で実施 【参考】幹線道路沿道における環境保全目標の達成率は横ばい(2015年度 94.1%(評価戸数870千戸)) ・航空機騒音の測定について 大阪国際空港周辺では、5地点のうち、2地点で環境保全目標を達成 関西国際空港周辺では、2地点全てで環境保全目標を達成 ・市町村研修会 年間3回開催	☆☆☆	幹線道路沿道における環境保全目標の達成率は、緩やかな改善傾向。航空機騒音の環境保全目標達成状況についても計画通り把握し、関係機関に対策を働きかけました。	引き続き環境保全目標の達成率を把握するとともに、関係機関と連携して騒音対策の推進を図ります。
3-7	沿道環境改善事業	継続	府が管理する道路において、騒音対策として低騒音舗装(排水性舗装)を実施し、沿道の環境改善を図ること。	環境基準の達成状況が悪い区間(騒音対策区間)において、路面の損傷状況に応じた補修を行う際に、低騒音舗装(排水性舗装)を実施することにより、騒音の低減を図り沿道環境を改善しました。	[252,216]	H28	予定路線:国道170号、大阪中央環状線 等	国道170号、大阪高槻京都線、京都守口線、大阪中央環状線等	☆☆☆	2016年度は6.5万㎡の排水性舗装を施工し、沿道環境の改善を行いました。	今後も引き続き、取組みを継続します。
						H27	路線:国道170号、府道大阪中央環状線 等	排水性舗装の施工実績 5.0万㎡(2015年度)	☆☆☆		
3-8	子ども施設地域共生応援事業	H28から新規	保育所や幼稚園等の子ども施設に関する騒音苦情を未然に防止し、施設と地域との共生を目指すこと。	子ども施設関係者向けに、音などの苦情を未然防止するための対策事例や、施設と地域のコミュニケーションのポイント等を取りまとめた「子ども施設環境配慮手引書」を作成するとともに、シンポジウム等による広報啓発を行い、施設と地域との共生を応援しました。	9,751	H28	・手引書の作成、配布 ・パンフレットの作成、配布 ・シンポジウムの開催	・有識者や関係団体の意見を踏まえて手引書を作成(2017年1月) ・府内の子ども施設(約2,300)、市町村、関係団体等に手引書を配布。 ・シンポジウム(トーンセンター、約300人)を開催(2017年2月21日)	☆☆☆☆	・府内の子ども施設には、概要版のパンフレットでなく手引書を配布し、確実に周知しました。 ・複数のメディアにとりあげられる等、多くの反響がありました。 ・シンポジウムは、幅広く広報した結果、施設関係者以外に、自治体、建築士、府民が参加し、アンケートでは回答者の9割が高く評価するなど、施設と地域との共生を考える機運を醸成できま	引き続き、子ども施設、市町村、建築士など関係者への啓発を実施します。
3-9	クールスポットモデル拠点推進事業	H28から新規	屋外空間における夏の屋間の暑熱環境の改善を図ること。	府内におけるクールスポットの増加を目指し、モデルとなる先進的なクールスポットを整備する事業を民間事業者から公募し、地上部緑化や壁面緑化、遮熱フィルムやミスト発生器等の整備に係る費用の補助を行いました。	7,505	H28	新たなクールスポットを創出	モデルとなる先進的なクールスポットを整備する事業の公募を実施し、応募のあった2事業について、大阪府環境・みどり活動促進部会における審査を踏まえて採択し、クールスポットを整備。 ・SENRITOよみうりクールスポット事業(豊中市) ・あべのキューズモール クールスポット整備事業(大阪市)	☆☆☆	公募を実施した2事業について、新たなクールスポットの整備が完了しました。	・モデルとなる先進的なクールスポットを整備する事業の公募を継続して実施します。 ・本事業で整備されたクールスポットモデルを活用し、府内のクールスポットの創出に繋がっていきます。
						H27					
3-10	悪臭防止規制指導に関する市町村支援	継続(H27は点検評価を実施せず)	悪臭規制事務を担当する府内の市町村が適正な悪臭規制を推進できるよう市町村への支援を行うこと。	市町村からの悪臭規制、指導に関する問合せへの対応や悪臭防止法施行状況調査の取りまとめを通して、悪臭規制事務で市町村が苦慮している点や府内の悪臭苦情の現状を把握しました。そのうえで市町村職員を対象に研修会を開催し、臭気測定実習等の技術的支援を行うほか、各市町村での悪臭苦情事例等の情報共有や意見交換の場を設けることで、事務の処理方法や悪臭苦情の対応方法等の習得を支援しました。なお、近年の悪臭苦情は工場から発生する単一の匂い物質のほか、飲食店等から発生する様々な匂い物質が入り混じったいわゆる複合臭の事例が多いことから、これまでの特定悪臭物質規制に代わり、府民の悪臭に対する被害感覚と一致しやすい「臭気指数規制」を市町村が導入するよう、情報提供などの支援を実施しました。	53	H28	・市町村からの悪臭規制、指導に関する問合せへの対応。 ・悪臭防止法施行状況調査の取りまとめ。 ・市町村悪臭規制担当職員研修会の実施(年1回)。	・市町村からの悪臭規制、指導に関する問合せへの対応。 ・悪臭防止法施行状況調査の取りまとめ。 ・市町村悪臭規制担当職員研修会の実施(年1回)。	☆☆☆	市町村職員対象の研修会を開催(35市町村参加)し、9割の参加者が「参考になった」と内容を評価するなど、適正な悪臭規制を推進するための支援を行うことができました。	今後も引き続き、規制権限を持つ市町村への技術的支援の取組みを継続します。
						H27					

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	決算額(千円)	2016年度(H28年度)の取組 ※下段は2015年度(H27年度)の取組				自己点検・評価 課題	改善策・今後の方向性
						年度	取組指標	実績(取組指標に対する結果)	進捗		
3-11	地盤沈下対策に係る規制指導	継続(H27は点検評価を実施せず)	地盤沈下を未然に防止するため、工業用水法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく地下水採取の規制等を行うこと。	工業用水法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく許可に係る審査のほか、地下水採取の実態を把握するため、地下水の採取量について報告の徴収を行い、必要に応じ事業者に対し指導を実施しました。また、府内の地盤沈下の状況を把握するため、計15か所の地盤沈下観測所において地盤沈下量と地下水位の観測を行いました。	2,955	H28	・工業用水法に基づく許可、地下水採取量報告徴収 ・地盤沈下量、地下水位の観測(15か所) 【参考】工業用水法に基づく許可を受けている井戸の数 76件(2014年度末) ・地下水採取量報告徴収対象件数 1,991件(2014年度末)	・地盤沈下の未然防止のため、工業用水法に基づく許可に係る審査を行うほか、地下水の採取量について報告の徴収を行いました。また、地盤沈下観測所において地盤沈下量と地下水位の観測を行いました。 【参考】 ・地盤沈下量、地下水位の観測(15か所) ・工業用水法に基づく許可を受けている井戸の数 77件 ・地下水採取量報告徴収件数 1,404件	☆☆☆	許可に係る審査や報告徴収及び地盤沈下量の観測等により、地盤沈下の未然防止を図ることができました。	今後も許可に係る審査、報告徴収及び地盤沈下量の観測等を継続して行います。
IV 施策推進に当たっての視点											
4-1	公共交通戦略に基づくCO ₂ 排出負荷の低い公共交通への転換	継続	自動車からCO ₂ 排出負荷の低い公共交通への利用転換を推進し、温室効果ガス及び自動車排出ガスを削減すること。	2014年1月策定された「公共交通戦略」の以下の3つの方向性の取組みを推進し、自動車から公共交通への利用転換を図りました。 ①鉄道ネットワークの充実(広域拠点へのアクセス性の向上など) ②公共交通の利便性向上(利用者の視点にたった乗継ぎ時の移動負担の軽減や情報案内の充実、連続立体交差事業、鉄道施設耐震事業による安全性の向上など) ③公共交通の利用促進(自動車交通が地球に与える影響や公共交通機関への転換について学ぶ交通環境学習、観光・商業・まちづくりなど、様々な主体と連携した取組みや啓発活動など)	-	H28	・戦略4路線の推進(なにわ筋線、西梅田十三新大阪連絡線、大阪モノレール延伸、北大阪急行延伸) ・連続立体交差事業、鉄道施設耐震事業の推進 ・交通環境学習や利用促進キャンペーンの実施	・戦略4路線の推進として、なにわ筋線の検討会による検討の深度化 大阪モノレール延伸に向けた調査等 北大阪急行延伸の現地着手を実施しました。 ・連続立体交差事業として、南海高石連立の下り線高架切替完了や阪急(摂津)連立の都市計画決定を推進しました。 ・利用促進キャンペーンとして、交通安全ファミリーフェスタ等のイベントに参加し、啓発活動を実施しました。	☆☆☆	おおむね想定どおり、施策を実施した。	引き続き、施策の実施に努める。
						H27	・戦略4路線の推進(なにわ筋線、西梅田十三新大阪連絡線、大阪モノレール延伸、北大阪急行延伸) ・連続立体交差事業、鉄道施設耐震事業の推進 ・交通環境学習や利用促進キャンペーンの実施	・戦略4路線の推進として、なにわ筋線の検討会による検討の深度化 大阪モノレール延伸の事業化の意思決定 北大阪急行延伸の都市計画決定及び軌道法特許取得を実施した。 ・連続立体交差事業として、南海高石連立の2016年春の下り線高架切替に向けた事業推進等を実施した。 ・利用促進キャンペーンとして、交通安全ファミリーフェスタ等のイベントに参加し、啓発活動を実施した。	☆☆☆		
4-2	環境技術コーディネート事業	継続	大阪発の優れた環境技術の普及を通じて環境保全を推進すること。	(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所において、大阪府内の中小・ベンチャー企業によって開発された先進的な環境技術・製品を技術評価し、高い評価を受けたものについては「おおさかエコテック」の称号を授与し、ホームページ・メールマガジンやセミナー・展示会等を通じその普及を行いました。	458	H28	・おおさかエコテック技術評価 5件 ・セミナー開催・展示会出展等 4回 ・メールマガジンの発行 25件	技術選定:4件 セミナー等:1回 展示会出展:5回 メールマガジン発行:25回	☆☆☆	中小企業支援機関との連携等により、4件の環境技術・製品がおおさかエコテックに選定されました。また、びわ湖環境ビジネスメッセやENEX(東京)等の発信力の高い展示会へ11事業者に出展の機会を提供するなど、おおさかエコテック選定技術・製品の普及を支援してまいります。	引き続き中小企業支援機関等との連携のもと、メールマガジン・ホームページ・展示会など様々な媒体の活用によっておおさかエコテック選定技術・製品の普及を支援してまいります。
						H27	・おおさかエコテック技術評価 5件 ・セミナー開催・展示会出展等 3回 ・メールマガジンの発行 40件	技術選定:6件 セミナー等:2回 展示会出展:3回 メールマガジン発行:26回	☆☆☆		
4-3	グリーンイノベーション関連企業立地促進事業	継続(H27は点検評価を実施せず)	蓄電池、水素・燃料電池の普及拡大を促すとともに、大阪でのビジネス展開や企業立地等、関連産業の振興を図ること。	2016年9月に「蓄電池、水素・燃料電池国際カンファレンス」を開催。国内外のキーパーソンによる最新の技術動向等に関する講演の他、大阪市(咲洲地区)に整備された「大型蓄電池システム試験評価施設(NLAB)」や、関西国際空港において実証運用が開始された燃料電池フォークリフト等、大阪の先進的な取り組みを世界に向けて発信しました。本カンファレンスの開催を契機にプロモーション活動を強化するため、参加企業や講師等とのネットワーク形成を通じた、大阪での実証プロジェクトの実施や、認証機能の構築等、大阪へのビジネス投資を誘導しました。	28,104	H28	・国際カンファレンス参加申込数300名程度 ・大阪への認証機関等(電池関連)の誘致1件以上	・国際カンファレンス参加者数 293名 ・大阪への誘致に向けて、5つの認証機関と連携協定を締結	☆☆☆	・世界の蓄電池、水素・燃料電池、スマートコミュニティに関するリーダーを招聘し、欧米の環境規制、業界動向、先進的な取組事例などを議論。大阪圏の潜在力や認証の重要性等を共有。 ・大阪の中小企業の技術力の展示や講師及び参加者によるネットワークミーティングを開催し、新たなネットワークの構築やビジネス展開の支援を行った。	・国際カンファレンスで構築した海外とのネットワークを活かし、最新のビジネス情報や人的ネットワークが得られる場を提供し、中小企業や異分野からの新規参入を促すとともに、国内外へのビジネス展開につなげる。
						H27					

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	決算額(千円)	2016年度(H28年度)の取組 ※下段は2015年度(H27年度)の取組				自己点検・評価 課題	改善策・今後の方向性
						年度	取組指標	実績(取組指標に対する結果)	進捗		
4-4	市町村への権限移譲における技術的支援	継続	府民に身近な自治体である市町村が、地域の実情に応じて、自らの責任と判断のもと、環境対策を実施できるよう、大阪府地方分権改革ビジョン(2009年3月)に基づき、府が有する環境分野の規制権限の市町村への移譲を進めること。	府から移譲する権限を各市町村が適切かつ円滑に行使できるよう、府は、ヒアリング等により各市町村の要望の把握や情報交換に努め、統一的な法令の運用・解釈の提示、立入検査への同行による現場対応支援、市町村職員を対象にした研修会・勉強会の開催、研修生の受入れ等、各市町村の要望に応じた技術的支援を行いました。	-	H28	市町村を対象にした技術的支援 ・権限移譲市町村を集めての連絡会議を実施 ・市町村からの希望があれば、研修生を受け入れ ・実務研修の実施(5回程度) ・市町村からの要望に応じた立入検査への同行(10回程度)	・市町村連絡会議を開催(8回) ・研修会を実施(9回) ・市町村からの要望に応じ立入検査に同行(2回) ・サポートチームによる支援の実施	☆☆☆	研修会等の実施、サポートチームによる人的支援を行いながら、スムーズな権限移譲とフォローができました。	既に規制権限等の移譲を受けている市町村に対しては、法令研修に加え事例研修やグループワーク等により具体的なフォローを行います。また、今後、新たに移譲を受け入れる市町村についてはガイドダンスや研修生の受入などによりスムーズな権限移譲に努めます。
H27	市町村を対象にした技術的支援 ・権限移譲市町村を集めての連絡会議を実施 ・市町村からの希望があれば、研修生を受け入れ ・実務研修の実施(5回程度) ・市町村からの要望に応じた立入検査への同行(10回程度)	・市町村連絡会議を開催(5回) ・研修会を実施(10回) ・勉強会を実施(5回) ・市町村からの要望に応じ立入検査に同行(3回) ・サポートチームによる支援の実施 ・大阪府生活環境の保全等に関する条例に係る「深夜営業規制事務」を枚方市及び寝屋川市へ権限委譲する(2016年4月)ため、ガイドダンスを実施。	☆☆☆								
4-5	関西広域連合における広域的な環境保全対策の推進(広域環境保全)	継続	関西広域連合での温室効果ガス削減のための取組みや府県を越えた鳥獣保護管理の取組み等の広域的な環境保全の対策を推進すること。	地球環境問題に対応し、持続可能な社会を実現する関西を目指すため、「再生可能エネルギーの拡大と低炭素社会づくりの推進」及び「自然共生型社会づくりの推進」の取組みを拡充するとともに、「循環型社会づくりの推進」、「環境人材育成等の推進」の取組みを新たに実施しました。具体的には、温室効果ガスの排出削減に係る住民や事業者に対する啓発事業として、省エネのはたらきかけや関西エコスタイルキャンペーンを実施するとともに、再生可能エネルギーの導入促進、関西スタイルのエコポイント事業や電気自動車や燃料電池自動車の普及促進事業等、広域的な温室効果ガス削減対策の取組みを進めました。広域的に移動し被害が問題となっているカワウについて、カワウ対策検証事業や捕獲手法の開発検討を実施するとともに、「関西地域カワウ広域管理計画(第2期)」を策定しました。ニホンジカについても、モデル地域での効率的な捕獲のための研修を行いました。関西広域連合第3期広域計画の改定(2017年度～2019年度)に合わせて、広域環境保全計画の改定に向けた各分野における検討を行いました。	13,551	H28	(温暖化対策) ・関西エコスタイルキャンペーン及び関西スタイルのエコポイント事業等を実施する。 ・電気自動車や燃料電池自動車と観光地の風景等を撮影した写真コンテストの開催等により、電気自動車等の普及促進を図る。(生態系の保全) ・カワウ対策検証事業の効果検証を行い、地域毎の被害対策の推進につなげる ・ニホンジカによる被害の広域的な把握を行う。広域的な捕獲体制の検討やモデル地域での実践を行う。	広域環境保全計画に基づき、下記分野について取組みを進めました。 (5月1日から10月31日の間「関西夏のエコスタイル」の取組みを実施しました。 ・関西広域連合内のエコオフィス宣言登録事業所は1,729事業所(2017年3月7日現在)となりました。 ・関西エコオフィス宣言事業所の中から優れた取組みを募集し、特に優れた取組みに対して、関西エコオフィス大賞1件、同奨励賞5件を選定しました。 ・関西スタイルエコポイント事業について、ポイント付与対象商品・サービスは4社14件(2016年度末時点)となりました。 ・写真コンテストの開催等により、電気自動車等の普及促進を図りました。 (カワウ対策) ・モニタリング調査を実施し、生息動向の把握(3回/年)を行うとともに、被害対策検証事業(3か所)や新規捕獲手法の開発検討を実施しました。 ・「関西地域カワウ広域管理計画(第2期)」を策定しました。 (ニホンジカ対策) ・各府県市の被害情報を元に選定されたモデル地域3か所、試行的捕獲を行い、効率的な捕獲のための研修を実施しました。	☆☆☆	・概ね計画通り、各分野における広域的な取組みが進められました。	引き続き、広域環境保全計画に基づき、各取組みを推進していきます。
H27	・関西エコスタイルキャンペーン及び関西スタイルエコポイント事業等を実施する。 ・電気自動車と観光地の風景等を撮影した写真コンテストの開催等により、電気自動車の普及促進を図る。(生態系の保全) ・カワウ対策検証事業の効果検証を行い、地域毎の被害対策の推進につなげる ・ニホンジカによる被害の広域的な把握を行う。広域的な捕獲体制の検討やモデル地域での実践を行う。	広域環境保全計画に基づき、下記分野について取組みが進められました。 (温室効果ガス削減) ・5月1日から10月31日の間「関西夏のエコスタイル」の取組みを実施しました。 ・関西広域連合内のエコオフィス宣言登録事業所は1,710事業所(2015年度末現在)となりました。 ・関西エコオフィス宣言事業所の中から優れた取組みを募集し、特に優れた取組みに対して、関西エコオフィス大賞1件、同奨励賞4件を選定しました。 ・関西スタイルエコポイント事業について、ポイント付与対象商品・サービスは4社13件(2015年4月1日時点)となりました。 ・電気自動車充電マップの更新、写真コンテストの開催などにより、EVの普及促進対策を図りました。 ・カーボン・オフセット制度を「関西広域連合委員会」に導入し、委員会開催に伴い排出される温室効果ガスを「実質的にゼロ」にするなどクレジットの広域活用を推進しました。 (カワウ対策) ・モニタリング調査(104か所×3回、うち大阪府内11か所)を実施。 ・被害対策の効果検証・新規捕獲手法の調査を実施(岸和田市)。 ・地域住民の自立した被害対策について、現地指導を実施(4か所。うち、堺市1か所)。被害対策の事例集を作成。 (ニホンジカ対策) ・各府県市の被害情報等を元に、モデル地域(3地域、うち1地域は大阪府豊能地域)を選定し、効率的な手法の検討会を実施。 ・イノシシ被害防止マニュアルを製作。	☆☆☆								

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	決算額(千円)	2016年度(H28年度)の取組 ※下段は2015年度(H27年度)の取組				自己点検・評価 課題	改善策・今後の方向性
						年度	取組指標	実績(取組指標に対する結果)	進捗		
V その他(共通的事項)											
5-1	環境影響評価制度	継続	環境影響評価法及び大阪府環境影響評価条例に基づき環境アセスメント手続を行うことにより、大規模事業に係る環境保全について、適正な配慮がなされることを確保すること。	環境影響評価法の対象事業について、環境影響評価書の作成を指導するとともに、事後調査報告書の提出を受けて対象事業の実施による環境影響及び環境保全対策の履行状況を確認し、必要に応じ事業者に環境保全についての措置を講じるよう求めました。	378	H28	・環境配慮の事前検討やわかりやすいアセスメント図書の作成等に対する事業者への適切な指導 【参考】2014年度に縦覧を行ったアセスメント図書 8事業	環境影響評価法の対象事業について、環境影響評価書の作成を指導しました。 また、事後調査報告書の提出を受けて対象事業の実施による環境影響及び環境保全対策の履行状況を確認しました。 ・指導を行った評価書(仮称)淀川左岸線延伸部 ・縦覧に供した事後調査報告書 東部大阪都市計画ごみ焼却場四條畷市交野市ごみ処理施設整備事業等、計4事業	☆☆☆	事業者が作成するアセスメント図書等について、事前に指導を行いわかりやすい図書になるよう適切に指導するとともに、縦覧を行いました。	今後も引き続き、わかりやすいアセスメント図書を作成するよう事業者に対し指導するとともに準備書等の審査を適切に行います。
						H27	・環境配慮の事前検討やわかりやすいアセスメント図書の作成等に対する事業者への適切な指導 ・方法書及び準備書について審査し、環境保全の見地からの知事意見を述べる 【参考】2013年度に縦覧を行ったアセスメント図書 5事業	環境影響評価法の対象事業について、環境影響評価準備書を審査し、環境保全の見地からの知事意見を都市計画決定権者に述べました。 また、事後調査計画書の作成について事業者を指導するとともに、事後調査報告書の提出を受けて対象事業の実施による環境影響及び環境保全対策の履行状況を確認しました。 ・知事意見を述べた環境影響評価準備書(仮称)淀川左岸線延伸部 ・縦覧に供した事後調査計画書 東部大阪都市計画都市高速鉄道京阪電気鉄道京阪本線(寝屋川市・枚方市) ・縦覧に供した事後調査報告書 東部大阪都市計画ごみ焼却場四條畷市交野市ごみ処理施設整備事業等、計6事業	☆☆☆		
5-2	大気汚染常時監視	継続(H27は点検評価を実施せず)	府域の大気の大気汚染状況の常時監視、分析を行い、環境基準の適否など環境の現状を把握するとともに、健康被害等の未然防止を図ること。	大気汚染測定局を整備するとともに国設測定局の維持管理を受託し、大気汚染状況を継続的に監視し、環境基準の適否を評価、公表しました。また、光化学スモッグ注意報等の発令、周知を行いました。 微小粒子状物質(PM2.5)について、常時監視及び成分分析を行い、環境の現状を把握しました(成分分析は、(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所により実施)。 長期間の暴露により健康被害が懸念される有害大気汚染物質について、汚染状況の把握のための調査を実施しました(分析は、(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所により実施)。 健康被害が懸念される石綿について、大気中濃度を経年的に監視しました。	123,632	H28	・大気汚染常時監視局28局(国設局2局を含む) ・微小粒子状物質監視26局(国設局2局を含む)、成分分析3地点 ・有害大気汚染物質モニタリング7地点 ・石綿環境モニタリング4地点	・大気汚染常時監視局28局(国設局2局を含む) ・微小粒子状物質監視26局(国設局2局を含む)、成分分析3地点 ・有害大気汚染物質モニタリング7地点 ・石綿環境モニタリング4地点	☆☆☆	大気汚染常時監視局において、大気汚染物質濃度や微小粒子状物質濃度を常時監視しました。 また、有害大気汚染物質や石綿濃度を測定しました。	大気汚染防止法に基づき、大気汚染の状況を適正に常時監視します。 また、その結果は、ホームページを通じて府民に情報提供します。 さらに、高濃度時には、光化学スモッグ予報・注意報の発令や微小粒子状物質に係る注意喚起を行います。
						H27					
5-3	公共用水域常時監視	継続(H27は点検評価を実施せず)	公共用水域及び地下水の水質を常時監視し、環境基準の適否など環境の現状を把握すること。また、環境省からの受託により大阪湾の水質等の調査を実施すること。	河川及び海域における水質等の常時監視を行い、環境基準の適否を評価、公表しました。 地下水質の常時監視(概況調査、汚染井戸周辺地区調査、継続監視調査)を行い、環境基準の適否を評価、公表しました。 環境省からの受託により、大阪湾を含む瀬戸内海における水質汚濁、富栄養化の実態を広域的かつ統一的に把握するための調査のうち、大阪湾の調査を行いました。	52,176	H28	・河川(水質57地点、底質29地点)、 ・海域(水質15地点、底質15地点)、 ・地下水(概況調査24地点、継続監視調査53地点) ・環境省受託調査 大阪湾海域(水質7地点、底質2地点、マクロベントス(底生生物)2地点)	・河川(水質57地点、底質29地点)、 ・海域(水質15地点、底質15地点)、 ・地下水(概況調査24地点、継続監視調査49地点) ・環境省受託調査 大阪湾海域(水質7地点、底質2地点、マクロベントス(底生生物)2地点)	☆☆☆	測定計画に基づき、府域の公共用水域(水質・底質)及び地下水質を常時監視しました。	水質汚濁防止法に基づき、公共用水域及び地下水の水質を適正に常時監視します。 また、その結果は、ホームページを通じて府民に情報提供します。
						H27					

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	決算額(千円)	2016年度(H28年度)の取組 ※下段は2015年度(H27年度)の取組				自己点検・評価 課題	改善策・今後の方向性
						年度	取組指標	実績(取組指標に対する結果)	進捗		
5-4	ダイオキシン類常時監視	継続(H27は点検評価を実施せず)	ダイオキシン類について、府域の環境状況を継続的に把握すること。	ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、大気、河川・海域(水質、底質)、地下水質、土壌のダイオキシン類の常時監視を行い、府域の汚染状況を把握しました。	16,769	H28	大気11地点、河川水質・底質26地点、海域水質・底質5地点、地下水質10地点、土壌10地点	大気11地点、河川水質・底質26地点、海域水質・底質5地点、地下水質10地点、土壌10地点	☆☆☆	計画に基づき、府域の大気、水質・底質及び土壌のダイオキシン類濃度を常時監視しました。	ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、大気、水質(水底の底質を含む。)、土壌に係るダイオキシン類の汚染状況を適正に常時監視します。 また、その結果は、ホームページを通じて府民に情報提供します。
						H27					
5-5	公害審査会の運営	継続(H27は点検評価を実施せず)	公害紛争処理法に基づき、知事の附属機関として公害にかかる紛争について調停、あっせん、仲裁を行う機関である公害審査会を運営すること。	府民、事業者等から公害紛争処理法に基づく適法な申請があれば遅延なく調停委員会を設置して調停手続を進め、迅速かつ適正な解決を図りました。また、公害審査会全体会議を開催し、審査会委員が係属中の公害調停の進捗状況について意見交換を行いました。	178	H28	・公害紛争処理法に基づく適法な申請があれば迅速かつ適正な解決を図る。 【参考】(2015年度) 2014年度からの繰越 8件 2015年度 新規受付 4件 終結 7件 2016年度への繰越 5件	2015年度からの繰越 5件 2016年度 新規受付 6件 終結 6件 2017年度への繰越 5件	☆☆☆	公害紛争処理法に基づく適法な申請に対して、迅速な解決を図ることにより、2016年度の終結事件6件の内、4件が成立という結果になりました。	調停制度の理解を深め、活用されることにより、公害被害を減少させ府民の生活環境の改善を目指します。
						H27					